

各種の協約は又食料品燃料靴若くは住居より成る現物與の規定を包含してゐる、食料品以外の物品の場合に於ては通常既婚労働者と未婚労働者の間に區別が存在するのみであるが、食料品の場合にあつては手當は家族の大小に應じても差違が附けられた。

金錢給與は特に後期の協約に於て一部分精勤賞與となつた。何とならば金錢給與は一ヶ月に二日以上正當なる理由なくして欠勤した労働者に對しては支給せられなかつたからである。(註I)

(註I) 一九二二年十一月十二日の協約は即ち之である。

最近の協約の規定の一例として一九二三年七月一日雇主と波蘭共和國鑛夫組合との間に締結せられた協約の規定を見るに、精勤労働者に對しては、賞與の形式に於て賃銀の割増金が支給せらるべき事が規定されてゐる。これ等の割増金は一ヶ月賃

銀の一定歩合を以て計算せられこの歩合は家族の大小に應じて相違があつた。即ち次の通りである。

パーセント

- 未婚労働者……………三・
- 兒なき既婚労働者若くは一兒を有する既婚労働者……………五・
- 二兒乃至四兒を有する既婚労働者……………七・
- 四兒以上を有する既婚労働者……………一〇・

ロ、金屬 屬 工業

金屬工業に於ては家族手當制度は鑛業に於けるよりも著しく大なる變化を來してゐる。この現象は一部分この工業に於ては全國的協約が存在せず各地方に於て多種多様な方法が採用せられてゐる事の結果である。

或る種協約に於ては既婚労働者及び未婚労働者の間に區別が存するのみである、(註一) が他方或る種の協約は家族の大小に應じて差違を設けてゐる、(註二) 多くの協約は現物給與を規定し又金銭給與を規定してゐる、即ちソスノヴィスーダブロヴァ地方に於ける一九二〇年十二月一日の協約に於ては労働者はその各兒女の教育費の六十パーセントを支給さるべき事が規定せられて居る、同じ協約に於て一定雇主に十ヶ年間雇傭せられた労働者の死亡した場合にはその賃銀は六ヶ月間繼續してその家族に支拂はるべき事が規定されてゐる、一定雇主に雇傭せられた期間が十ヶ年以下なる場合に於てはその死後家族に賃銀支拂を繼續すべき規程が短縮される、然しこれ等の給與は家族が他に財源を持つてゐない場合にのみ支給されるものである一九二三年ドンブロヴァ地方に於ける衝風爐労働者に對して締結せられた協約に於ては未婚労働者は一ヶ月二百キログラムの石炭を支給せられ既婚労働者は五百キログラムを支給せらるべき事が規定されてゐる。然し是等の石炭の代價に等しき

金銭を以て之に代へる事が出来る、更に家族の大小に應じた金銭給與が現實に労働された一日に付て支給された、ボズナン地方に於ける一九二三年八月三十一日の協約は年齢二十一才乃至二十三才の既婚労働者に對して同年齡の未婚労働者に對するも稍々高き賃銀率を與ふる事によつて待遇に差違を設けてゐる。二十三歳以上の労働者に對しては既婚未婚の別なく同一の率が適用せられた。

(註一) ワルソウに於ける一九二一年七月度の協約は即ちこれであつて既婚労働者は未婚労働者よりもその事情に應じて日々十八乃至二十四パーセント高き率を適用せられた。

(註二) ダブロヴァ地方に於ける多くの協約はこの例である。

ハ、石油工業

石油工業に於ては各種の協約が締結せられ之によつて家族の必要に應じて金銭給

與及び現物給與がなされて來た、現物給與は食料品並に衣服より成る事が普通である。

一九一九年及び一九二〇年に於ては現物手当の重要性は金錢手当が現物手当に代らんとする傾向が著しかつた所の續く三年間に於けるよりも遙かに大きかつた様に見受られる、この傾向は石油工業のみならず他の工業に於ても又發見し得られる。

二、其他工業

其他の工業に於ては家族手当制度は上記諸工業に於けるよりも重要さが少い様であるが然も殆んど凡ての産業に於て或程度迄この制度が採用されてゐる様である。一般に手当は集合協約によつて決定せられ、又は雇主自ら進んで之を支給してゐる一般に手当と賃銀との關係は極めて密接であつて手当は賃銀と共に支拂はれてゐる今日迄の調査によれば平等化資金は未だ設立せられず一方労働市場に於て家族を有

する既婚労働者の蒙るべき不利益は物價騰貴に刺戟せられて労働に對する需要が極めて旺盛であつた爲今迄左程重大なものではなかつた様である。

G セルブ、クロート、スロヴィーン王國

新王國の建設後日尙淺からざる時期に於ては、生活費が非常に高かつた爲國家に雇傭せられる吏員並に労働者及び國有鐵道労働者に對して家族手当を支給すべき規定が設けられた、この規定に包含せられる吏員並に労働者は約二十萬人である、その後、この給與制度に各種の修正が加へられたが一九二三年七月三十一日議會を通過した法律(尤もこの法律は一九二四年五月一日迄は完全に實施されなかつた)によつて六才以下の兒女に對しては各々一年三百六十ダイナール、六才以上十二歳未満の兒女に對しては六百ダイナール及び十二歳以上の係累たるべき兒女に對しては九百六十ダイナールの家族手当が支給された、この手当は凡ての官營事業労働者に對

しては區別なく支給せられた。

これ等の手當並に俸給若くは賃銀以外に特別生活費割増金がある、之は一九二四年五月一日から實施せられた、一九二四年四月十七日附の勅令の規定によつて支給せられたものである。この法律の規定によつてこの割増金は個人的手當と家族手當の二部分から成立してゐる、この後者は凡ての階級に對して同様であつて妻に對して一ヶ月百五十ダイナール、係累たるべき各兒女に對して百五十ダイナールでありこの兒女に對する手當は一九二三年七月一日の法律に規定せられた手當を包含してゐるから實際に於て支給せられる家族手當の總額はこの勅令に規定せられた通りとなるのである、官營事業から退職する場合には年金以外に兒女に對する手當が勤務中と等しく支給される、個人的年金を受くべき勤務年限に満たざる中に労働者が死亡した場合には一般に家族手當が支給せられこの額は家族の大小に應じて相違がある。

家族手當を支給するこの國家の範は特に俸給労働者の場合例へば市吏員銀行員及各種企業に於ける事務員に對して模倣せられた、又家族手當は鑛業製紙工業及び印刷工業等各種の工業の賃銀労働者に支給されてゐる、そしてこの制度は次第に擴張されつゝある模様である、そして雇主の主唱によつて手當が支給されてゐる場合もあれば又その支給制度が集合協約に規定されてゐる場合もある。

H 丁

抹

(註 1)

丁抹に於ては家族手當は殆んど行はれてゐなかつた。戦前に於ては全く採用されてゐなかつた模様である、然し乍ら一九一四年に於ては、生活費の騰貴の爲労働者に對して多額の生活費割増金が支給せられた。そしてこれ等の手當は時に既婚労働者と未婚労働者によつて相違があり、そして又時に兒女の數によつて既婚労働者間にも相違があつた、これ等の手當は屢々一協約の有効期間に限つて一定せられ、從

つて殆んど常に暫定的性質を持つてゐた。これ等の手當は一般に雇主から労働者に直接支給せられた、例外として平等化資金制度の採用せられたものはコーペンハーゲンに於ける印刷工業のみである。

(註1) 本章に於ける資料は丁抹統計局の寄せられたものである。

コーペンハーゲンに於ける印刷労働者に對しては特別基金を設置して労働者に對し生活費割増金を支給すべき事を規定する協約が一九一六年十二月に締結せられたこの計畫は當時の状態が例外的であつた爲一般に是認せられ投票の結果非常な多数の賛成者を得て労働者側の承認を得た、然し乍ら印刷労働者組合は賃銀支拂の原則としては相等しき労働に對する相等しき報酬の原則を標榜する態度を改めなかつたこの資金は一九一七年の初めからその機能を開始しこの時以後各雇主は労働者一人に付き一週間三クローネルの割合を以て資金に對して分擔金を支拂つた、資金は四人の委員によつて管理せられその中、二人は雇主を代表し他の二人は労働者を代表

するものである、この資金から一週一・三〇クローネルの「單位」で計算せられた左の手當が支給せられた。

(イ) 賃銀が一週間三十六クローネル以下のものに對しては凡そ二單位

(ロ) 賃銀が一週間三十七乃至四十クローネルのものに對しては凡そ一單位

(ハ) 妻に對しては有償的労働に従事せざる限り一單位

(ニ) 十五歳以下の各兒女に對しては半單位妻及び兒女に對する手當は労働者の賃銀に關係なく支給される、尙注意すべきは一九一六年四月に於てコーペンハーゲンに於ける熟練印刷労働者の受ける平均賃銀は一週三十六乃至三十七クローネルであつた事である。

一九一八年二月に到つて資金に拂込まるべき金額は労働者一人に對し一週五クローネルに引上げられ且制度の上に多少の修正が加へられた、同年九月には資金の規定は簡單なものに改められその結果割増金は最早賃銀額の大小に關係なく専ら家族

の大小に従つて差等附せられるに到つた、又同日資金の分擔額は労働者一人に對し一週五・五クローネルに引上げられた、一九一九年三月には雇主の資金に拂込むべき金額が著しく引下げられたそれから以後労働者一人に對し一週僅かに二クローネルが資金に拂込まれ且手當は兒女に對して支給せられるのみとなつた。一九二一年七月には賃銀の一般的増加が實現せられ、その結果資金に解散した、資金が運用せられた期間に於てはこの制度は一般的に満足を與へた模様である。

集合協約を基礎とする生活費割増金が家族の必要に應じて變化し且直接労働者に支給せられた所の諸工業の中で各地方の印刷工業、醸造工業及び織物工業について一言しておかねばならない。

一九一六年十月各地印刷工業労働者に對して既婚者には三ヶ月に二十五クローネル未婚者には十二・五〇クローネルの生活費割増金が支給せられた、既婚労働者と未婚労働者を區別する事は一九一九年七月迄其後の協約に於ても維持せられたがこ

の時に到つて新協約が締結せられこの區別は撤回された。

一九一七年から一九一九年に到る迄は係累たるべき兒女を有する醸造労働者は賃銀に割増が附加せられその額は一九一七年一月一日から一九一八年一月一日迄は各兒女に對して一週一クローン。一九一八年一月一日から四月一日迄は一ヶ月五クローネル一九一八年四月一日から一九一九年四月一日迄は一ヶ月六クローネルであつた。一九一九年四月一日以降に於ては兒女手當は支給せられなかつた模様である。

コーペンハーゲンに於ける織物労働者に對しては一九一七年七月から一九一九年二月迄家族手當が支給された、一九一七年七月雇主と労働者との間に締結せられた協約によつて當時行はれてゐた賃銀率を補充する爲支給せられた生活費割増金は一週賃銀額及び労働者が係累を有するや否やによつて、次の表の如く差等が附せられた。

種 別	一 週 賃 銀		
	二十クロー ネル以下	二十クロー ネル乃至 三十クロー ネル	三十クロー ネル以上
男子(十八歳以上)	クローネル	クローネル	クローネル
係累ヲ有スルモノ	6.00	5.50	5.00
係累ナキモノ	4.00	3.50	3.00
女子(十八才以上)			
係累ヲ有スルモノ	4.50	4.00	
係累ナキモノ	4.00	3.50	3.00

尙一九一七年の四、五、六、の三ヶ月に於ける織物工業の一週賃銀は男子に對して約三十六クローネル女子に對しては約二十七クローネルであつた。

一九一八年二月協約が更新せられた時基礎的賃銀を補充すべき家族手当支給の制度は狭い範圍に於てではあつたが繼續せられた。(註一) 然し一九一九年二月この協約が満期となつた時この制度は廢棄せられた。

(註一) この協約によつて定められた生活費割増金の額は係累者を擁する男子に對しては一時間十二オーア女子に對しては十オーアであつた。十八歳以上にして係累者を持つて居ない男子に對しては十二オーア女子に對しては八オーアであつた。

丁抹に於ける一般的狀況の代表的一例と見られる上記の各場合について觀察するに報酬の永久的制度としての家族手当制度は個人的産業に於ては多くの賛成者を得て居なかつた模様である。吾人の知り得る範圍内に於ては戦後の安定状態の恢復と共に家族手当の支給は廢止せられてゐる。特に労働者はこの制度に反對し労働に従

事する者の特殊の事情に關係なく相等しき勞働に對しては相等しき報酬を支拂はなければならぬと論じてゐる。

國營事業に於ては家族手当支給制度は戰時中創始せられた一九一四年以後一九一九年に到る迄、戰前の俸給に吏員が既婚者であるや否やによつて鹽梅せられた、生活割増金が附加支給された、この時代の初期に於ては年齢十五才以下の兒女の數も亦考慮せられた一九一九年に於ては九月十二日の法律によつて官吏の俸給支拂に關する永久的規定が決定せられ、物價水準の變化に應じて鹽梅せられる生活費割増金を決定するに當つて又家族の狀態が考慮に入れられた。未婚者に對する割増金の額は既婚者に對する割増金の額の三分の二に過ぎなかつた(註1) 一九二三年十月一日から一九二四年三月三十一日迄の時期に於てはこの割増金の額は既婚者に對しては一年五百九十四クローネルであり未婚者に對しては三百九十六クローネルであつたとしてこの割増金の額は俸給の如何に關係なく、凡て一樣であつた。一九二三年

三月二十八日の法律によつて當時の經濟狀態に鑑み生活標準の上に與へられた特別割増金(註2) が家族に關して支給され三十五才以下の未婚官吏に對しては凡ての既婚官吏並に三十五才以上の未婚官吏に對する額の三分の二が支給されるに過ぎない、然しこの區別は凡ての官吏團體から反對を受けてゐる。

(註1) この比率は一九二〇年三月以降に適用された、「既婚官吏なる文句は自己の家庭を持つてゐる鰥夫寡婦結婚後離婚し、或は別居せる男女を含む。

(註2) この割増金は一時的に二三年間の規定として定められた。最初一九一九年九月十二日の法律に於ては既婚官吏に支給される割増金と未婚官吏に支給される割増金の間に何等の差別がなく俸給高きものには高き手当が支給されてゐたに過ぎなかつた。然し一九二三年三月二十八日の法律によつてこの兩者の間に區別が設けられたのである。

これ等の規定の成績の一例としてコーペンハーゲンに住居を持つ三十四歳の國有

鐵道の赤帽頭(第二級)の賃銀を見るに一九二三年十月一日以後の六ヶ月間に於て既婚者の得た全収入は一年三千八百八十二クローネルの割合であり之は基礎賃銀、年齢による手当、住居手当、特別割増金、並に生活費割増金を包含してゐる、一方同じ年齢等級の未婚者の全収入は一年三千五百二十八クローネルの割合であり、その特別割増金、及び生活費割増金は既婚者のそれに比較して三分の二に過ぎないのである。

ノ 威 (註1)

家族手当の支給は諾威に於ては一般的には行はれてゐない。且近き將來に於てこの制度が採用せられるといふ事の見込も殆んどないといつていゝ、戦時給採用せられた場合に於てもそれは物價騰貴に因る例外的事情の對策として觀察されてゐた、一般に公共団体はその労働者に對して一定の割増金と家族の大小に應じた、家族手

當を支給した、一九一七年乃至一九一八年の會計年度(註2)に於ては官吏はその妻に對して百六十クローネル、第一兒に對しては百二十クローネル第一兒以下の各兒に對して百クローネル(或は第一兒及びそれ以下の各兒に對して百クローネル)の家族手当を支給された。一九一八年乃至一九一九年の會計年度に於てはこの家族手当は引上げられて妻に對しては三百クローネル第一兒に對しては二百クローネル第一兒以下の兒女に對しては百二十クローネルとなつた。この支給率は一九二三年一月一日迄繼續せられたがこの時に到つて議會は凡ての割増賃銀を廢止する事を決議した。然し其後(一九二三年五月)家族手当の一部を一九二三年七月一日迄維持する事が決議せられこの期間の最後に割増金として妻に對して九十クローネルに各兒女に對しては六十クローネルが支給せられる事となつた。これ等の數年間に於ては永續的に國家に雇傭せられる賃銀労働者に對しても亦通常賃銀を補充すべき家族手当が支給された。

(註1) 諾威中央統計局ヤーン博士の國際勞働局に寄せられたる資料に據る

(註2) 一九一七年七月一日より一九一八年六月三十日に到る一ケ年

中央諾威都市局は市當局の家族手當支拂に對し次の様に説明してゐる、物價が例外的に高かつた數年間に於ける賃銀の増加は主として一定の割増金と金額の一定しない家族手當の方法によつて各都市に於て實行せられた、或る都市に於ては家族手當は最初國家の支給する額と同額に一定せられた。然し統一規定の一般的制度の確立せられた事は嘗てない、最近從來家族手當を支給してゐた都市の中で之を撤回するものであるが過去二ケ年間に於ける賃銀並に特別手當の引下を考慮し家族手當制度が幾分低減せられ又或る都市に於ては最低の収入を以て最大の家族を擁するものに對して支給せられるに過ぎないといふ事實を考慮するも尙この制度を維持せんとする傾向が甚だ顯著である、一般に最近に於ける都市の賃銀規定は家族賃銀政策を

採用する傾向を示してゐると言ひ得るが家族平當が一般的に例外的割増金の性質を有するものと觀察される以上この手當が多くの特例手當の中で廢棄せらるべき最後のものである事は明白ではあるが恐らく近き將來に撤廢の連命を見られると思はれる。

個人的産業に於ても亦家族手當は例外的割増金の性質を持つてゐる、諾威雇主聯合統計部長は諾威工業に於ける家族手當は暫定的性質のものに過ないと述べてゐるこの制度は雇主及び勞働者の兩方から反對を受け特に勞働者は一般に相等しき勞働に對する相等しき報酬の原則を守つてゐる、諾威勞働組合聯合秘書はその意見として工業に於ては今日家族手當制度は殆んど完全に廢棄せられたと述べてゐる。各種の重要工業(電氣化學工業鑛業等)に於てこの制度は戰時中採用せられ家族手當は原則として集合協約に規定せられてゐるが一九一九年以來除々に廢棄せられた。戰時中暫定的に設けられたこの制度は決して永久的に存續する意志を以て設けられたものでない。

J 瑞 典 (註1)

瑞典に於ける家族手当制度の盛衰は他の北歐諸國に於けると著しく近似してゐる。戦時中家族の大小に應じた生活費割増金は主として物價騰貴の最大の弊害を除去し一方賃銀及び俸給の一般的増加を防止する一策として一九一五年乃至一九一六年に早くも國家都市及び個人的産業の雇主によつて採用せられた。最初雇主は自ら進んでこの制度を採用した模様であるが、戦争の後年に到つては多くの産業に於てこの制度は集合協約の條項中に包含せられた。戦後正規の状態の恢復及び物價騰貴の停止と共に工業労働者に對する家族手当制度は殆んど全く廢止せられた。雇主が家族を擁する労働者よりも未婚労働者の方を選ぶといふ問題は、この制度が労働者の一般的不足の時期に發展し、戦後の不況が始まつた時直ちに廢止されたが爲に大なる範圍に亘つては起らなかつた。一九二三年に於てこの制度が存續せられてゐる産業は

甚だ稀であつて唯僅かに織物工業と鐵鑛業の一部等に行はれてゐるに過ぎない、尤も國家に雇傭せられるものに對しては繼續して支給された。

(註1) 本章は瑞典社會局の供せられた資料並に各種の公共刊行物所載の資料を基礎とする。

一、官營事業に於ける家族手当

一、中央 政 府

一九一六年議會は支持すべき家族を擁する一定の官吏及び其他の労働者に對して戦時手当を支給する事を可決しその後戦時生活費割増金を支給された。家族を有するものに對して差等が附せられた生活費割増金及び手当の方法によつて高き金額を支給する事は原則として採用せられるに到らなかつた模様であるがこの制度は主と

して財政的理由によつて採用せられた。貨幣の價值下落に相應する割増金又は手当は之を全官吏に給與する事が出来ない、それ故にこの生活費の騰貴によつて影響を受ける事の最も大なるものに特遇を與へたのである。

この手当は戦後も繼續せられ家族を擁するものゝ地位は生活費割増金の支給規定の修正によつて改善せられた。一九二〇年の議會の決定によつて家長は十六歳以下の係累たるべき各兒女に對して手当を支給された。これ等の規定は主義に於て一九二三年六月三十日迄存續せられたがこの時に到る迄手当額は生活費の變動に應じて三ヶ月毎に變更せられた。一九二三年七月一日から一九二四年六月三十日に到る會計年度に於ては經濟上の必要から手当額を減少すべき事が提案せられた。尤も係累たるべき兒女を有するものに家族手当を支給する原則は當分の間存續せられる事にはなつた。然し乍ら家族手当を徐々に廢止する目的を以て之を兒女の數によつて變動するものとせず兒女を有する凡てのものに對して一律に支給する事が提案された

この提案は採用されなかつた。そして家族手当の原則を稍々廣く適用せんが爲に各種の修正が加へられた。且手当を生活費に應じて三ヶ月毎に變更する事を止め一年に一度修正を加へる事となつた。

次に掲げる表は主たる國營事業並に所謂事業部(國有鐵道、郵便及び電信事業等)に於いて一九二〇年七月一日乃至一九二四年六月三十日の期間に於て十六歳以下の各兒女に對して支給せられた一ヶ月の手當を不すものである。國家に雇傭される労働者の兒女にして手当が支給されるものの全數は七萬八千人と概算されてゐる。

年 月

クローネル

一九二〇年七月、八月、九月、

一〇〇・〇五

〃 十月、十一月、十二月、

一〇〇・八〇

一九二一年一月、二月、三月、

一〇〇・二〇

〃 四月、五月、六月、

八・七〇

一八九

〃	七月、八月、九月、	六・九〇
〃	十月、十一月、十二月、	六・六〇
	一九二二年一月、二月、三月、	五・七〇
	四月、五月、六月、	四・五〇
	七月、八月、九月、	四・〇五
	十月、十一月、十二月、	四・〇五
	一九二三年一月、二月、三月、	三・七五
	四月、五月、六月、	三・四五
	一九二三年七月一日乃至	
	一九二四年六月三十日	四・〇〇

一九〇

國家に雇傭せられるものに對する家族手当の將來に關しては明瞭な事を斷言し得

ない。一九二一年女子労働者の俸給問題を調査する爲政府の任命した委員會の報告書中に於ても多くの議論が見られる。この委員會は男子及び女子に共通なる賃銀率の採用を勧告し併せて社會的見地及び國家の財政的見地よりして家族手当制度を是認してゐる。委員會の提案によれば手当額は労働者の賃銀率と係累たるべき兒女の數と考慮して二百四十クローネル乃至一千二百クローネルたるべきものとしてゐる更に手当を支給すべき兒女の年齢は最下級ものに對しては十六歳迄、最上級のものに對しては二十歳迄の間を適當に取捨すべきであるとしてゐる。この提案は下級のものから大なる批難を受けたが一方家族手当の一般的制度に對する反對も亦非常に強い模様である。

二、都市吏員

多くの瑞典都市の吏員及び労働者は一九一五年早くも生活費手当の支給を要求し

た。當局は一般にこの手当を支給する政策を採用しこの手当を家族の大小に應じて
 塩梅する原則を採用した。そしてこの手当は屢々下級の吏員又は労働者に限定せら
 れたが一九一六年にはこの原則の適用は更に一般的なものとなつた。一九一七年に
 は手当支給に對する収入の最高限度が著しく引上げられ一九一八年に於てはこの限
 度を更に引上げ或は全然撤廢せんとする傾向があつた。

一九二〇年の終りに近く多くの都市に於ては家族手当を徐々に低減し或は廢止せ
 んとする運動が起つた。一九二三年に到つては手当は二三の都市に於て支給される
 に過ぎず且労働者も當局も共にこの制度に賛意を持つてゐない事が一般的に信せら
 れた。

二、個人的産業に於ける家族手当

不況時代に於ては賃銀支拂を分割して基礎的賃銀と高き生活費に對する手当の二

とする事は多くの集合協約に採り入れられてゐた、これ等の集合協約の中の二三の
 ものは生活費手当を更に分割して凡ての労働者に對する一般的手当と労働者の家族
 の大小に應じて定められた特別手当の二種としてゐた、或る場合に於てはこの區別
 は未婚労働者と既婚労働者との間に設けられるに過ぎずこの後者に對しては前者に
 對するよりも高き生活費手当が支給されたのである。

然し乍ら一般的には手当は妻及び十五歳以下の係累たるべき各兒女に對して一定額
 として支給された。一九二〇年乃至一九二一年に於ては二十一萬九千九百八十四人
 の労働者を包括する統計一千二百五十の協約中で家族手当の規定を含むものは四百
 四十三あつて之によつて包括せられる労働者は十萬九千九百人であつた

既に述べた如く物價の下落と産業の不況と共に家族手当の支給は急激にその重要
 性を減じ一九二三年に到つてはこの制度は鐵鑛業及び織物工業の如く極めて少數の

工業に於て存続せられるに過ぎなかつた。鐵鑛業に於ても雇主は一九二三年の初め家族手当を低減或は廢止せんと努力したが七月三十日迄も續いた所の長い爭議の末漸く存続せられる事となつた。織物工業に於ては織物工業聯合、織物労働組合間の協約によつて十四歳以下の兒女若くは老衰せる兩親の扶養責任ある労働者は特別手当を支給せられる、一人の依頼者を扶養するものは一ヶ月五クローネルの手當を受け以下一人を増す毎に三クローネルが増加せられその最大限度は六人である。

K 芬 蘭

家族手当を支給するといふ問題が芬蘭に於て重要となつたのは露西亞革命の後獨立戰爭の起つた一九一八年に於てのみである。一九一四年乃至一九一七年の數年間に於て物價は次第に騰貴してゐたが急激なる物價騰貴の起つたのは一九一八年であつた、この物價の大騰貴は特に國家並に各都市の吏員の生活標準に影響した、彼等

の俸給が多くの場合法律若くは規定によつて一定せられて居り従つて物價騰貴に應じて迅速に満足なる修正を行ふ事が出来なかつたが故である。

最初生活費の増加は一時的現象と考へられ俸給は絶對的必要以上には引上げられなかつた。然し現實俸給の水準は次第に下落してその結果既婚吏員の經濟状態が特に困難となつた。これ等の事情に當面して政府及び都市當局は家族手当を包含する生活費割増金の方法によつて俸給を補充する方法を採用した。

賃銀労働者の状態は吏員に比すれば左程不利ではなかつた。戰時中に於ては露西亞軍隊に對する大量の軍需品の供給に關して労働の需要が大きかつた爲に雇傭條件は良好であつた。そして一九一八年以降芬蘭貨幣の價值下落は産業の活動を刺戟する材料となつた。家族手当は工業労働者に對しては大なる範圍に於て採用されなかつた模様である、それは賃銀の増加が相當良好に生活費の騰貴と歩調を合せて行はれたが爲である。

俸給吏員労働者は共に一般的に報酬の永久的方策としての家族手当制度に反対してゐる、官吏は俸給を生活費の騰貴に應じて修正するは國家の義務であると論じ家族手当制度は例外的なる一時の事情に處すべき方策としてのみ是認せられた、又労働者は家族手当制度は労働者間に紛議を生せしむる奸策なりと論じた。

一九二二年の終り及び一九二三年に於ては貨幣並に物價が比較的安定した爲家族手当制度がその重要性を減少する傾向がある様に見受けられる。

工業労働者に對する家族手当の支給に關する資料は極めて少ない、國家並に各都市の吏員に對する資料は比較的潤澤である、以下この制度の主要なる特色を概略述べる事とする。

一、文官に對する家族手当

既に一九一七年に於て或る種の官吏に對して家族手当が支給されてゐた(註一)

一九一八年の夏に到つて政府は文官に對する俸給を調査すべき委員會を任命した、その職務の一つは家族手当率を提案すべき事であつた。この委員會の提案は一九一九年三月十八日閣令によつて實行せられ之によつて家族手当は永續的に國家の事務にたづさわる凡ての吏員及び労働者に對して支給せられた、十八歳以下の各兒並に労働不能の兒女に對して月々支給せられた手当は吏員の俸給の如何に拘らず凡ての階級に對して一樣であつた。然し乍らヘルシングフォールズ、其他の都市並に各地方に於ける手当に於ては區別が設けられた、一九一九年に制定せられた手当率によれば文官に支給される家族手当の月額は左記の通りである。

(註一) 家族手当は一九〇八年以來或種の學校教師に對して支給せられてゐた。

兒女數	ヘルシングフォールズ	其他の都市	地方
一	一〇〇	八〇	六〇

二	一四〇	一一〇	八〇
三	一八〇	一四〇	一〇〇
四	二二〇	一七〇	一二〇
五以上	二六〇	二〇〇	一四〇

(單位 芬蘭マーク)

この制度の内容は文官聯合によつて強く批難せられた、その主張する處は次の通りである。

- (イ) 妻に對しても手当を支給する事
- (ロ) 各兒女に對して相等しき手当を支給する事
- (ハ) 手当を受くべき兒女の數に關する五人なる制限を撤回する事
- (ニ) 手当を受くべき兒女の年齢の最大限度を二十一才に引上げる事

この提案は容認せられなかつたが一九二〇年には一層簡單なる制度が採用せられ之によつて兒女の數及び地方の別に關係なく凡ての兒女に對して一様に八十芬蘭マークの手當が支給される事となつた、一九二一年以後に於てはこの手當額は百五十マークに増加せられた。一九二三年には文官に對する基礎的俸給が著しく増加せられその結果家族手当制度にも修正が加へられて第一兒に對しては手当が支給されない事となり十六才以下の第二以下の各兒に對して百五十マークが支給される事となつた、(註一)

(註一) 一九二三年十二月二十九日議會を通過した文官俸給令に於ては第一兒を除く十六才以下の各兒女に對して一年間に千二百マークの手當を文官に支給すべしといふ政府の提案が採用せられた。

家族手当として支給された額は文官の全俸給の平均約十パーセントに相當してゐ

る。

二、都市吏員に對する家族手当

都市吏員に對して採用せられてゐる家族手当制度は各都市によつて著しい相違がある。原則として手当は基礎的俸給に關係なく各兒女に對する一定額を以て支給せられてゐる、一九二二年主要都市に於て各兒女に對して支給された一ヶ月の家族手当額は次の通りである。

芬蘭マーク

アボ及びバサ	一五〇
ボルガ	一二五
ヘルシングフォルス及びソルタバラ	一二〇
ウイボルグ及びラウマ	一〇〇

クオビオ

七五

タムメルフォルス

六〇

アボ及びボルガの二市に於ては兒女及び妻に對して手当が支給されてゐた、手当が支給される兒女の最長年齢は一般に十八才であるが十六才と定めてゐる都市もある、家族手当制度は基礎的賃銀が隨時物價水準に従つて修正せられた結果次第に撤回されたとする傾向がある。

都市賃銀労働者に關しては芬蘭中央都市局は一九二一年各都市に於て支給される家族手当を調査した。その結果この制度は二三の都市によつて一九一七年早くも採用されて居り同國に於ける二十四の中心都市の中八都市に於て實行されてゐる事が判明した、手当額は著しく相違してゐる、ヘルシングフォールスに於ては一九二〇年十二月以前の手当は十八歳以下の各兒女に對し一日一マークでありそれ以後は二マークである、アボに於ては一九二〇年以來各兒女に對して一日一マークの手当が支

給されてゐるが第一兒に對しては支給されない、タムメルフォルスに於ては手当は十八才以下の各兒女に對して一時間〇・三〇マークであり、クオビオに於ては各兒に對し一ヶ月七十五マークである。ピエターサーリに於ては一時間〇・一五マークの手當が妻及び十八歳以下の各兒女に對して支給される、ミツケリに於ける電氣労働者及び水道労働者は十四歳以下の各兒女に對して一ヶ月百マークの手當を受けてゐる。但しこの年齢制度は教育が繼續される場合には十八歳迄延長される、同市に於ける他の労働者は一九二一年以來各兒に對して一時間〇・二五マークの手當を受けてゐる、イバースキラに於ては十八歳以下の各兒に對して一ヶ月、百二十マークである、ウーラに於ては一九二〇年迄各兒女に對し一時間〇・二〇マーク（或は一ヶ月四十マーク）の手當が支給されてゐたがその時以後廢止された。

以上の都市の中に於て賃銀労働者に對する家族手当が吏員に對すると同額に定められてゐるものゝある事は注意すべき事である、中央都市局よりの報告によれば一

九二二年及び一九二三年に於ては家族手当支給制度に關しては何等の本質的變化がなかつたとの事である。

ル 瑞 西

瑞西に於ては他の多くの諸國と同じく戰時中及び大戰直後物價騰貴の時代に於て既婚労働者とその家族を援助する目的を以て家族手当が支給された。然し乍らこの國に於ては嘗て手当が賃銀の一部を構成するものなりと考へられた事なく賃銀制度の基礎として成就せられたる労働に對する支拂の原則の棄てられた事もない、労働者が一時的必要として以外にこの制度に好感を示した模様もなく中央雇主組合聯合も家族手当問題に關するその公式の意見を發表してゐないが永久的制度としてこの制度を採用する意向を示した模様がない。

一九一六年の中頃以來多くの瑞西工業は各種の生活費割増金を支給し且屢々家族

手當の原則が採用せられた、この制度は又國家又は都市當局のその吏員及び労働者に對する報酬中に採用せられた。工業労働者に對してはこれ等の割増金及び手當は時に労働者団体との論議の末一般に各種の企業によつて定められ集合協約の條項中に包含せられないのを普通とする、(註1) 即ち冶金及び機械工業に於ては一九一六年の春には一ヶ月二・五〇フランの手當が十五歳以下の各兒女に對して支給された、(註2) 一九一七年の中頃には既婚労働者は一般に十五歳以下の各兒に對して二週間(十二日)に十一フランの割増金及び二・五〇フランの附加割増金を支給されてゐた、未婚労働者は十八歳以上なれば七フラン十八歳以下なれば六フランの割増金を受けた。一九一八年秋には既婚労働者に對する割増金は一般に十五歳以下の各兒に對して二週間に二十二フランの割増金と六フランの附加割増金より成り十八歳以上の未婚労働者に對する割増金は十六フラン、十八歳以下の未婚労働者に對する割増金は十フランであつた。これ等の數字は最高記録を示すのであつたと見得る、

一九二一年六月には割増金は二分の一に減せられ兒女手當は三分の二に減せられたとして一九二二年には兩者共に廢止された。織物工業に於ては家族手當は一九一七年から一九二〇年迄屢々労働者との口頭契約或は單に雇主側の決定に基礎を置いてゐた、かゝる手當は瑞西の全織物工業の殆んど五十パーセントを占める労働者に對し何等かの形式に於て支給された、其後或る場合に於ては(註3) 支給が繼續せられたものもあつたが大體に於ては物價騰貴の趨勢の停止と共に是等の手當を支給する會社の數は減少した。三個の織物會社は十二日の労働につき各兒女に對し男子労働者には四・五〇フラン、女子労働者には四フランを支給し他の二會社は一週間につき各兒女に對して一フランの割合を以て兒女手當を支給した。其他の會社に於ては各種の方法により各種の額が支給されてゐる。

(註1) 或る種の工業例へば各地(特にビエンヌ、ジュラーバルノア、ラシヨードフォン、ロクル及びソロザールのカントン地方)に於ける時計製造業に於ては

手當は團體交渉の結果決定されてゐる。

(註₂) 外に十八歳以上の男子労働者に對しては一ヶ月五フラン、十八歳以下の男子労働者及び女子労働者に對しては一ヶ月四フランの生活費割増金が支給せられた。

(註₃) 瑞西織物労働組合の寄せられた資料によれば、一九二三年四月に於ては家族手當若くは兒女手當の支給を繼續した會社は織物工業の種々なる分科に於て十一あつたこの事である。

凡そ一九二〇年十一月から物價が下落し始め二三ヶ月の後には労働者に對する各種の生活費割増金並に家族手當は急激に低減せられ始めた。一九二一年の終り迄には著しき減額が實行せられ、一九二二年には手當は殆んど全産業に亘つて全く撤廢され二三の工業(例へば織物工業)に於て漸く餘脉を保つてゐるに過ぎなくなつた。

凡ての場合を通じて平等化資金の設置せられた事なく手當は皆雇主から直接支給

された、一九二一年及び一九二二年に於ては平等化資金設置問題はゼネバに於ける各種の雇主特にゼネバ加特力派雇主組合及びゼネバ小賣商組合によつて研究された前者は佛國の例に倣つて平等化資金に關する規定を作成した。そして或る種の個人的雇主はこの規定に於て提案せられたのと同額の手當を支給してゐるが今日迄の處では平等化資金は一つも設置されてゐない。

工業に於ける傾向が家族手當の廢棄にあるとは言へ瑞西聯邦及び或る種の都市に於てはその吏員並に労働者に對する家族手當が繼續支給されてゐる。或る場合に於ては手當は減額せられ又は廢止されたが(註₁) 他の場合特に聯邦の吏員並に賃銀労働者及び聯邦鐵道従業員に對しては手當が直ちに廢止される様な模様はない、この点に於て聯邦の労働者に對する制度の發達と現状の概況を此處で述べる事も興味のない事ではないと思ふ。

(註₁) 即ちゼネバ市の使用人は一九一六年から一九二〇年の中頃に到る迄一般

に家庭に對する手當と十八歳以下の兒女に對する割増金の形式に於て家族手當を支給された。一九一八年の初め迄は家族手當は一定限度（最初は一年三千フラン後に五千フラン）以下の俸給を受ける者に對してのみ支給された。其後手當は妻或は妻と兒女とを有する凡ての吏員及び労働者に對して支給される事となつた。一九二〇年六月に到つて賃銀及び俸給は生活費に應じて決定せられる事となり、手當は廢止せられた。

第二十一號參照

最初生活費手當は一九一六年聯邦吏員及び労働者に對して支給せられ一九二〇年一月以降この手當は一定階級の全労働者に對して同額の基礎手當、住居手當及び兒女手當を包含した。（註一）

（註一）一九二二年七月以降基礎手當は生活費の指數によつて變化すべき原則が

採用せられた。又手當は俸給に應じて變化し戰前の基礎的俸給に對する手當の率は最下級者に對して最高である。

最初住居手當は支給されなかつたが一九一九年に到つて吏員が特に大都會に於ける甚しい家賃の騰貴を指摘し住居手當の支給を請求したに對して住居手當の支給が開始せられた。この状態を救済する爲に政府は一九一九年都市の大小に應じて變化し未婚者に對するよりも既婚者に對して高率なる住居手當を支給する事に決した。一九二〇年既婚者と未婚者との區別は撤廢せられ凡ての吏員及び労働者に對して都市の大小に應じ同額の住居手當が支給される事となつた。一九二三年聯邦委員會は未婚者と既婚者との區別を復活して既婚者に對しては未婚者に對するよりも高き住居手當を與ふべき事を提案した。この提案は聯邦會議の採用する所となり一九二三年の後半實施せられた。

兒女手當は最初一九一六年に支給された金額は隨時變更せられ一方手當が支給される兒女の年齢限度も幾度か變更せられた。手當は戦前の俸給率の一定水準以下の俸給を受けるものに對してのみ支給せられた。次の表は主なる變化を示すものである。

年 度	一兒に對する手當	年齢制限	手當金額に對する權利を制限する戦前の俸給	手當を受くべき最高俸給制度
一九一六	一八・七五	一六	三、九九九	四、〇〇〇
一九一七	五〇・〇〇	一六	三、九九九	六、〇〇一
一九一八	一五〇・〇〇	一八	四、五〇〇	六、四〇一
一九一九	一八〇・〇〇	一八	四、五〇〇	六、四〇一
一九二〇	一八〇・〇〇	一八	五、〇〇〇	六、七〇一

フラン
才
フラン
フラン

一九二一	一八〇・〇〇	一八	五、〇〇〇	六、七〇一
一九二二	一五〇・〇〇	一六	五、〇〇〇	六、四〇一
前 半				
一九二二年七月一日ヨリ		(註)		
一九二三年十二月卅一日迄	一五〇・〇〇	一八	五、〇〇〇	六、二〇一

註、十八歳以下の兒女にして有償的勞働に従事し又は政府の補助を受くる保險基金より給與を受くるものはその賃銀或は給與金若くは双方の合計が五十フラン以上に達する時は手當を受ける權利を持たない。

聯邦政府より手當を受ける兒女の數は聯邦鐵道の從業員の兒女五萬五千を合して約八萬八千である。二三の場合に於ては全額たる百五十フランより少い手當が支給されてゐる。

一九二二年に於ける兒女手当支給額は概算次の通りである。

一般的給與	四、七〇〇、〇〇〇フラン
聯邦鐵道に對する給與	七、六〇〇、〇〇〇フラン
合計	一二、三〇〇、〇〇〇フラン

(註1)

(註1) 年齢年度が十六才から十八才に引上げられた爲に一九二三年度に於ける全額は約一二、九〇〇、〇〇〇フラン位であらう。

一九二三年五月に於て聯邦委員會は一九二三年の後半に於ける十八才以下の兒女に對する一年の手當を百五十フランから百二十フランに引下げる事を提案したが聯邦會議は一九二三年六月二十二日一年の収入五千フランに満たざるものに對しては一年百五十フランの手當率を繼續すべき事を決議した。この金額以上の賃銀又は俸給に對してはその五千フランを超過する毎百フラン或は百フラン未滿に對して十二

フラン宛減額される。其他瑣細なる修正を除いてはこの決議は一九二二年七月一日以降の手當を一九二三年末まで繼續した。

M 伊 太 利

伊太利に於ける家族手当に關する資料は殆んど手に入れる事が出来ない。この制度は戰時中著しく發達し他の諸國と同様生活費割増金が各種の勞働者の基礎的賃銀率に附加されそして割増金の計算に際して勞働者の家族状態が考慮せられた。この制度は最初國家及地方當局の俸給勞働者及び賃銀勞働者に對して採用せられたらしい。工業動員期間中に於ては軍需品工業に従事する賃銀勞働者及俸給勞働者に對して家族數に比例せる生活費割増金を支給する制度が採用せられた。これ等のものからこの制度は多くの個人的企業に波及した様である。

戰後に於ては家族手当は官吏公共的管理の下にある勞働者及び國有鐵道、電車、

郵便、電信、電話事業に關する吏員に對して繼續支給された、然し乍らこれ等の方面に於ても一般にこの制度を制限せんとする傾向があり一方工業労働者に對してはこの制度は全然廢棄せられてゐる、(註一) 労働總同盟の報告によれば家族手当原則の適用せられてゐるのは重要ならざる極めて小數の場合に過ぎない。例へばミランに於ける硝子製造工業に於ては二兒以上を有する労働者に對して一日一・五〇リラの手當が支給され、一九二一年伊太利印刷業労働者聯合ミラン支部、ミラン印刷業雇主組合との間に締結せられた集合協約に於ては少くとも一兒を有する一定の下級既婚労働者に對して全賃銀の七パーセントに相當する割増金を支給すべき事が規定されてゐるがこの規定の適用せられる労働者の數は極めて少數である。

(註一) 即ち一九二三年四月に於ては家族手当原則は官吏に對して適用されなくなつた。

伊太利に於ける農業報酬の制度は或る地方に於ては未婚者と既婚者とが區別せられ後者は前者よりも高き金錢賃銀若くは現物による割増を受けてゐる事は注意するを要する。

N 英 國

英國に於て家族手当支給制度は未だ廣く採用せられるに到らず雇主も労働者も共に一般にこの制度に反對してゐる、この原則は軍人の係累者に支給される出征手当其他(註一)、(消極的意義に於て)所得税法及び國立失業給與金規定中に廣く適用せられてゐるが係累者に對する手当が工業労働者等の賃銀若くは俸給に附加せられた事は甚だ稀である。

(註一) 戦前に於ては英國陸軍の軍人の家族に對して徴兵手当が支給された事はない、唯既婚軍人の一小部分が歸休、家具燃料等の給與其他の特典を興へられた

が「既婚者名簿」に記載せられて居ないものには何等の特典も與へられなかつた。

全軍人の家族に對する徴兵手当は戰時中開始せられ、一九二〇年十月迄繼續された。現行結婚手当制度の下に於ては凡ての既婚軍人は生活費指數に應じて變化する現金手当を受ける事が出来る。一九二三年四月に於ては妻のみに對しては一週七シリング、妻及び二兒に對しては十八シリング、妻及び四兒に對しては二十ニシリングの手當が支給されてゐた、「既婚軍人の地位は一九一四年以來他の文官等と比較して非常に良好となつた」(一九二三年國家勞働者の給與其他に關する報告)

戰時中に於ては政府並に地方當局の經營する二三の公共事業に於て「家庭を持つ者」に對しては獨身者よりも金額に於て大なる生活費割増金が基礎的俸給に附加された。シドニー・ウエップ夫人は戰時内閣工業婦人委員會に對する報告中にこの原

則の適用に關する例を擧げてゐる、例へば係累者に對する手当支給の原則はニューキッスル・オン・タイン・ニース等の諸市に於ける電氣鐵道從業員に對する戰時割増金額の決定に採用されてゐる。然しこの制度は電氣鐵道及び車輛勞働者總聯合から反對を受け賃銀率の均等なる増加が主張せられた。勞働者は獨身者と妻帶者との間に區別を設ける事を喜ばなかつた。

依頼者に對する手当はスワンジーに於ける三製銅工場に於て戰爭の初期に支給された、その割増金の率は一週間の收入三十シリング以下の既婚者若くは(係累ある)家庭を有する者に對しては一週三シリング、三十シリング乃至六十シリングの者に對しては一週ニシリングであつた、(係累なき)未婚者は既婚者又は係累ある家庭を有する者に支給される割増金の半額を支給された。一九一五年五月生産委員會の決定はこれ等の會社に對して既婚者及び未婚者に對し異なる率の割増金を支給する制

度を繼續し一週間の収入六十シリング以下の既婚者及び家庭を有する者（係累あるもの）は一週三シリングの割増金を受け一週間の収入六十シリングに満たない獨身者（係累なきもの）に對しては一週二シリングの割増金が支給せられた。然しこの政策は繼續されず一九一六年一月の決定に於ては既婚者と未婚者との間に何等の區別を設けてゐない。

戦後に於ては唯二三の場合に於てのみ家族手当原則が採用せられたとは云ひ乍ら事實上この制度には何等の進展を見なかつた。警察機關に於ては普通給料率以外に官舎の設備のない或る種の場合に於て住居手当が支給せられ又多くの都市に於ては獨身者に對しては既婚者に對するよりも低き住居手当が支給された（註一）

「註一」 一九二三年五月労働省官報

家族手当の原則は又或種の銀行の事務員及び或種の宣教師に對して採用せられた

そして後者に對しては平等化資金制度が採用せられた事がある。

サウスウエールズ及びモンマウスシアに於ける鑛業に對してバクストン卿のなした決定中に於ける家族手当制度について一言するならば鑛業に對する一九二一年七月一日の全國的規定の第五條に於ては一地方に於て定められたる賃銀が下級労働者の一日の賃銀に關して生活賃銀を規定しない場合に於ては一交代に對する手当の形式に於て必要なる割増金を支給すべき事が規定されてゐる、一九二二年夏サウスウエールズ鑛業労働者聯合はこの規定の下にサウスウエールズ和解局中立局長たるバクストン卿に提案をした。一九二二年十月初め彼が下した決定中に於て彼は労働者の家族の必要を考慮せずして「生活賃銀」なる字句を公正に解釋する事は不可能であると述べてゐる、卿は個人的賃銀労働者の必要を考慮したる報償制度を以て「實行不可能であり且望まじき事でない」と信じ且つ既に石炭給與に於ては一方に於てその家族の支持者たるべき既婚者並に未婚者と然らざる未婚者との間に區別が存在

してゐる事を見出し之をその「生活費賃銀」の決定中に採用したのである。二十一歳以上の日給労働者に關しては彼は生活賃銀を第一級に對しては七シリング二ペンス第二級に對しては六シリング八ペンスと決定し十八歳以上二十一歳以下のものに關しては各々六シリング三ペンス及び六シリングと決定した。この差別は繼續せられ既婚者と未婚者との間の賃銀の差は一日七ペンスから五ペンスの間を上下した。一九二三年九月十五日の現在に於てはこの兩者の率は夫々一日七シリング六ペンス及び七シリング一ペンスであつた。

或る地方例へばノーザンバーランド及びダーハムに於ては既婚炭坑労働者は無償の住居を給與せられ或はその代りに一週につき一定協定額の金銭給與を受けてゐる

家族手當制度が英國に於て實施せられてゐる事は非常に稀であるがこの制度は或

る方面特に家族手當委員會の賛成を得て居る。一九一七年十月イーエフ・ラスポーン嬢の勸告に従つて軍人に對する徴兵手當と同様なる家族手當制度を全国的に敷く事の可否を研究すべき小委員會が設立せられた。この委員會はかゝる制度は必要であつて「肉体的生存の根本的必要を充すに充分にして育兒が必然的に母の全注意を集中せしむる期間中母及びその兒女に對して直接母に支給さるべき」週手當の規定を必要とするとの決論に到達した、この制度の一般的目的の中にはそれ自身の繼續（兒女の健康を含む）に對する協會の規定女子の地位の向上「相等しき労働に對する相等しき報酬の原則を適用する事の可能性を含む」及び生活標準の向上を計る爲の富の再分散等を包含してゐる。この提案せられたる制度は收入に關係なく凡ての家族に適用せられ、國家より資金を仰ぎその管理を受ける。

國家による家族手當規定は又シドニーウエップ夫人がその戰時内閣工業婦人委員

會に對する報告中に於て力説してゐる。夫人は國家は兒女を要求すとの前提の下に「賃銀とは全然關係なく現在の母性給與金無償教育及び所得税手当を萌芽として何等かの形式の下に國家的規定を設ける事」が根本的に必要であると考へた。そして「母性及び兒女に對する公共的規定に關するこの問題は獨立せる委員會の緊急調査を必要とする」と論じてゐる。

シーボーム・ラウントリ氏は三兒を有する家族に適當なる最低賃銀を設定しこれより大なる家族に對しては國家の手當を支給すべき事を主張した。ジー・デイ・エツチ・コール氏は係累者に對する國家の援助には賛成してゐるが、然もかゝる制度は現在に於ては事實上不可能であるとの意見を述べた。多くの労働者団体及び代表者は家族手当制度に對して反對の態度を持してゐる。

○ 濠 洲

一、全國的狀態

濠洲に於ける家族手当制度に關する興味の大半はこの制度の採用よりも寧ろ遠大なる計畫の下になされた提案にある。これ等の提案は濠洲に於ては多年一般的に承認され來つた「生活賃銀」より進展したものである、一九〇七年國立仲裁々判所は一日七シリングを不熟練労働者に對する公正にして合理的なる報酬として決定した「註1」然しこの率が果して適當なものであるかどうかは一般の承認を得る事が出來なかつた。

「註1」 國立仲裁々判所は實際の爭議に際してのみ賃銀、労働時間其他の労働條件に關する裁定を與へる事が出来るが全産業に對する一般的基礎賃銀を裁定する

権利を持つてゐない、然し乍ら一爭議に於て決定せられたる基礎賃銀は將來の爭議に對しても先例をなすものとして勞資間に採用せられるといふ意味に於てその裁定は一般的基礎賃銀決定上に影響を持つてゐる。

戰時中金錢賃銀を物價の騰貴に準して修正する時機を失した爲生じた所の實際賃銀の減少は濠洲に於ける勞働者の間に大なる不安を生んだ、エー・ビー・ビディングトン氏を委員長とする基礎賃銀委員會が一九一九年十二月「妻と十四歳以下の三兒とを有する男子に對し家庭に於ける一切の必要物と慰安の合理的なる標準に應ずべき眞實生活費」を研究する目的を以て設立せられた。

八方調査の結果委員會はその決定を回付した、その要点は一九二〇年十一月一日現在に於て前記五人の一家族の生活に必要な一週賃銀は五ポント十六シリングであるといふ事であつた。この報告は滿場一致で決定されたものであつて更にこの報

告が作製せられた時に於ける五人の家族に對する一般基礎賃銀が三ポンド十七シリングであつた事に鑑みれば一層意義があると言はねばならない、然し乍らこの委員會に要求せられた所は五人の家族に對する眞實の生活費を決定する事であつて基礎賃銀を如何程にすべきやを決定する事でなかつた事に注意しなければならない。そこで首相は國立統計委員に對し全成年勞働者に一週五ポンド十六シリングを支拂ふ事が出来るか否かを諮問したが統計委員は國內に生産せられる富の全部を勞働者に等分するとしてもこの必要額に達しないが故に不可能であると回答した。

それで首相は基礎賃銀委員會の決定に對して何等かの他の方法によつてその効果を得る事が出来るか否やをビディングトン氏に質問しビディングトン氏は凡ての勞働者は一夫婦の生活に必要な賃銀を受けざるべからずとの原則を基礎としたる家族手當制度を提案したのである。氏は同一等級に屬する勞働者は凡て同一の賃銀を受けねばならない然らざれば兒女を有する既婚勞働者は不利益を蒙るであらうと主張

した、各労働者個人に對する雇主の義務がその労働者の兒女の數によつて變化すべきでないこと云ふ事も考へられたけれども全國の雇主が全體として労働者全體としての必要に應じなければならぬとい事にはあらゆる理由があつた。そしてこれが生活賃銀の根本的の原則なのである。そこでビディングトン氏は凡ての雇主に課税しその収入金を以て兒女を有する労働者に對しその兒女の數に比例して手當を支給すべき事を提案した。

ビディングトン氏は基礎賃銀委員會の決定による一週五ポンド十六シリングに從ひ之を二つの部分に分ち四ポンドを労働者の夫婦の生活に必要な基礎賃銀、残り一ポンド十六シリングを三兒の生活に必要な基礎賃銀と看做した。即ち一兒に付き一週十二シリングの割合となる。そこで労働者は次の率を以て一週賃銀を受取る事となる。

ポンド シリング

獨身者

四・

兒女なき既婚労働者

四・

一兒を有する既婚労働者

四・

一一・

二兒を有するもの

五・

四・

以下各兒につき一週十二シリングを加ふ。

概算によれば雇主が各労働者に對して四ポンドを支拂ひ且一年一労働者につき二十七ポンド十八シリング迄課税せられるとすればこの課税により一年二千七百九十九萬ポンドの収入を得るであらう。そしてこの収入金によつて全國に於ける九十萬の兒女に對して一人につき十二シリングをその母に對して支給する事が出来るであらう。そこで雇主の全支拂額の「賃銀税金共」は五人の家族に對する五ポンド十六シリングの基礎賃銀が全労働者に支給さるゝに對してこの方法にすれば一人當り四ポンド十三シリング九ペンスとなる。又この方法の利益の一つとして労働者に對する税

金の全額が價格の引上によつて消費者に轉嫁せられるとしてもその騰貴は六パーセントに過ぎず五ポンド十六シリングの場合に於ける二十二パーセント半の騰貴に比して著しく少い事に注意しなければならない。物價に對する影響の問題は五ポンド十六シリングの貸銀率の採用に對する主要なる反對論であつたのである。

ビディングトン氏は更に商工業が一時的の不況に苦しむ場合の對策を提案した、氏はかゝる商工業は當局に對して「税金の一部又は全部を一定期間免除又は停止」さるべき事を申請する權利を與へられるべき事を提案した。かくすればかゝる不況に原因する兒女手当の減額は全國に分擔せられその影響はもしありとするも極めて微弱なものであらう、又他の一方策は兒女手当を全額支給し一定雇主の分担金の減少に基因する損失を國家の歳入より補充せんとする事であつた。

一九二〇年十一月二十三日下院に於て首相は政府は濠洲全勞働者に對する基礎賃

銀として一週五ポンド十六シリング制を採用する事を絶對的に拒絶した旨を述べた家族手当に關する提案については政府の決定を保留する事に決せられた。

宛もこの時即ち一九二〇年の終り三ヶ月間に於て全國の官吏はその賃銀の改善に對して強き運動を起してゐた。この年の終り政府は多くの点に於てビディングトン氏の提案した家族手当制度に酷似してゐる所の一制度を設けた「註一」この制度は既婚者に對して一週四ポンドの基礎賃銀を支拂ふ事を規定し外に一兒に對して一週五シリングの手當が支給される事を規定するものである。「註二」未婚者に對する基礎賃銀は三ポンド六シリング十一ペンス五分ノ三と定められた。

「註一」全國仲裁々判所々長パウアノ判事は既に一九一八年に於て聯邦従業員に對して三人を超過する各兒女に關し一年五ポンドの手當を支給すべき事を政府に提言してゐる。

「註二」一兒に對し一週五シリングは必ずしも充分とは考へられないといふ事が

述べられてゐる。

労働者團體は全労働者に對する最低限度として五ポント十六シリング基礎賃銀制の確立に對して運動した、「註I」然しこの事は國立仲裁々判所其他の仲裁々判所に於て拒絶せられた。國立仲裁々判所々長パウアー判事はこの標準を一般率として採用する事は「現在に於ては實行不可能」であると述べた。然し彼は一方兒女手当原則を採用する事の可能性を信じこの原則を適用すべき法律の通過する迄舊標準を維持する事を決定した。彼は次の様に述べてゐる「現在の一般基礎賃銀率は三人以上の年少兒女を有する十五萬四千人の労働者に對して如何なる形式に於ても慰安を與ふるに充分でない。そして現在の基礎賃銀の下に大家族を擁するものは悲惨なる生活を送らねばならない。略言すれば現在の基礎賃銀は中略十四歳以下の兒女三人以上を有するものに對しては人間としての生活の必要を満足せしむるに足りないの

ある。この提案「即ち兒女手当」が採用せられたる曉に於てはこの産業的不満と悲惨事即ち多くの労働者が基礎賃銀の下に於て如何に勤勉に働くともその兒女に適當なる食物を與へ相當なる衣服を與ふる事が出来ないといふ事實の最大原因を除去するであらう」云々、

「註I」一九二二年濠洲労働黨ニューサウスウェールズ州會議及び全濠洲労働組合會議は共に社會全體として規定さるべき兒女手当原則を承認した。一九二三年には濠洲労働黨は母及び兒女に對する手当を承認した。

二、 ニューサウスウェールズ

一九二〇年十一月のビディングトン氏の提案は兒女手当規定として濠洲に於ける最初の計畫ではなかつた。その前年ニューサウスウェールズ州に於ては労働者の家族責任に應じて賃銀に階級を附ける事が兒童給養法案中に採用せられた。

この法案の作製せられるに到つた事情の概要を記載する事が必要である。一九一八年ニューサウスウェールズに於ける生活賃銀の決定は次の條件の下に商務省に委託せられた。

「商務省は年々平均生活費の騰落に關し廣く諮問研究したる後ニューサウスウェールズ州及びその一定地域内に於ける成年男女労働者に對して支給さるべき生活賃銀額を決定す」。

ヘイドン判事を首腦とする商務省の第一回の諮問の結果一九一八年九月五日シドニーを含む一定地域内の成年男子労働者に對する最低賃銀は一週三ポンドと決定された。この金額は労働者、その妻及び十四歳以下の二兒より成る四人の家族の必要を基礎として計算せられたものである約一年後一九一九年十月に於ては、生活費の騰貴した結果この額は三ポンド十七シリングに増加せられた。この増額は全賃銀支拂額に對し約千二百萬ポンドの増額となつた。賃銀の増額は更に物價の騰貴を招致

し次の年に於ては更に賃銀の増加を必要とし次第に賃銀を増額しなければならぬ事になつた。

この困難を除去し賃銀の騰貴に伴ふ失業を防止する爲ホルマン國民黨政府は労働者の家族責任に應じその収入に階級を附ける制度を提案した(註一) この方法による時は雇主の全負擔は成年男子労働者の全部が四人の家族を支持するに足る賃銀を受けられる場合によりも僅少である。概算によれば十八歳及び十八歳以上の男子労働者一人に對する平均兒女數は一人であり成年男子労働者の賃銀が一週三ポンドから三ポンド十七シリングに増加される時には全賃銀額に於て一年約一千二百萬ポンドの増加を必要するに對してこの家族手当制度を採用する時は一年約六百五十萬ポンドの増加に過ぎないのである。

(註一) 一九一四年二月十六日ヘイドン判事はその生活賃銀に關する判決を下すに當つて「賃銀を家族の大小を基礎として決定する事が出来ればそれは恐らくい

事であらうが現在に於ては賃銀は家族の大小を基礎としてゐない」と述べた事は注意するを要する、氏は公共労働者に對しては兒女の數を賃銀率の基礎要件として採用すべきや否やの問題を研究すべきものであると主張した。

この方策を實行する爲に法案が作製せられ立法會議を通過した。然し立法委員會に於てはその最も重要な原則の上に修正が加へられそしてその後の進展は無期延期となつた、(註2) この法案中に於ては「商務省は一夫婦を支持するに充分なる額を男子に對する生活賃銀として公表し別に同一家庭にある一兒又はそれ以上の兒女を支持すべき附加費用を公表し併せて労働者の兒女は雇主の分擔金を以て成る資金の方策によつて支持せらるべきものなる事」が提案されてゐる。

(註1) 前に計算した如く賃銀に手當を附する時はその費用の爲全生産費の騰貴を來すであらうといふ懸念から雇主はこの法案に反對した。一方労働黨も亦この

法案は商務省に於て決定せられたる新賃銀率の利益を労働者から剝奪せんとする方策なりとして之に反對した、更に同盟罷業に加盟せる労働者の妻に對しては手當も支給しないとの規定がある事は労働者の第二の反對理由であつた。第三に國內労働者中の非常に大きな歩合を占める労働者がこの提案の圏外にあつた事もその反對理由の一つであつた。然しこの労働黨も家族手當原則には賛成である事を表明した。

従つて略言すればこの制度は全成年男子労働者に對して労働者とその妻を支持するに適當なる最低賃銀を決定し、(註1) 雇主が分擔金を支出し兒女手當を支給すべき政府管理の國立平等化資金の創立を包含するものであつた。大家族を擁する労働者の失業の危険を防止する爲雇主の分擔金はその男女労働者の一日平均數に應じて支拂はるべき事になつてゐた。雇主の支出すべき労働者一人に對する分擔金額は政府の統計委員によつて決定さるべくこの統計委員は年々男女の労働者を雇備する

雇主の數賃銀が公表最低賃銀を超過する額に従つて分類された労働者の數「註2」及び男子及び女子労働者の各々についてその係累たるべき兒女の數「註3」を調査する事を職務とした。

「註1」 女子労働者に對する最低賃銀の決定に關しては何等の規定がない。

「註2」 五シリング毎に分類し男女の各々に對し十二種類に分類された。

「註3」 十四才以下の男兒及び十五才以下の女兒

かくして男子労働者及び女子労働者の兒女の扶養に必要な總額が計算された上は雇主は兒童扶養資金と呼ばれる資金に對しその男子労働者及び女子労働者の數に比例して男子及び女子の兩方に對しその分擔金を拂ひ込むのである、「註5」この資金からの支出は兒女の數に應じて毎月母に對して支給される、もし母の死亡した場合には兒女の保護者たるべき女子に支給される、女子保護者のない場合には父或

は男子保護者が支給を受ける事となつてゐた、「註2」

「註1」 男子と女子との別々に取扱ふといふ事は事實上男子労働者の兒女は各雇主に雇傭せられる男子労働者の數に應じて支拂はれる金によつて扶養せられ女子労働者の兒女は女子労働者の數に應じて支拂はれる金によつて扶養せられると云ふ事を意味したのである。女子労働者の扶養責任を持つ兒女の一人當りの數は概して男子労働者のそれよりも少いが故に女子労働者に關する雇主の支出は男子労働者に關する支出よりも少いを常とした。

「註2」 特別委員會の手續中、支拂を小切手又は郵便爲替とする事が始つた。

「兒女扶養法案の財政的規定に關するニューサウスウェールズ立法特別委員會報告」参照

労働者が同盟罷業に加入したるが如き場合に於ては手當はその期間停止される、

一兒に對する支給金額は二兒以後に對する支給金額よりも高率であつた。一週賃銀が最低賃銀を超過する事、五シリング以上の労働者に對してはその最低賃銀を超過する毎、五シリング又はその端數毎に兒女に對する手當は十二分の一宛減少される。一週八ポンド又は一年四百ポンド以上の所得を有する労働者に對してはこの法案は適用されない。

一九二〇年國民黨内閣は失脚し労働内閣が之に代つたがこの労働内閣も亦家族手當「即ち母性給與」制度に賛成し一九二一年之を實施すべき法案を作製した。この法案は一九一九年の法案と二つの重要な點で相違してゐる。第一に最低賃銀は一九一九年の提案に於ては労働者とその妻の生活に適當なる金額を基礎として決定せられたるに對して一九二一年の法案に於ては労働者、その妻及び二人の兒女の生活に適當せる金額を基礎として決定された。従つて一九二一年法案に於ては凡ての兒女

に對して手當を支給すべき事は提案されず第三兒以後に對してのみ手當を支給すべき事が規定せられた。第二の相違は一九一九年の法案に於ては平等化資金は前記の計算方法により雇主の分擔金を以て維持せられたのに對して一九二一年法案は兒女手當の費用は納税者の負擔たるべき事を規定してゐる。十四才以下の第二兒以下の兒女は一週六シリングの手當を國庫の收入から支給された。一家の收入が一定最低賃銀額を超過する場合に於てはその超過額丈兒女手當から控除せられた。この法案は一九一九年の法案と同様なる運命に遇ひ立法會議は通過したが、委員會に於て否決された。

三、クキーンストランド

兒女手當の原則はクキーンストランド産業仲裁々判所によつて是認された模様である。この仲裁々判所は五人の家族の必要額に等しい最低賃銀に對する基礎賃銀委員

會の要求に應ずる事を拒絶したが一方もし「労働者に對する正義が標準既婚労働者の生活程度を標準獨身者の生活程度と略々同等ならしめる爲に既婚労働者により大なる社會的必要を要求し、そして正義が産業的平和の代償であるとしても本裁判所がこの點に關してかゝる正義を行ふに全然無力である事は明白なる事實である」と論じてゐる。

一九二一年政府は公共労働者に關して家族手当制度を採用せん事を仲裁々判所に提案した。然しこの提案は公共労働者組合の反對を受けた、その理由はビディングトン氏の信じた如くこの提案に拒絶する事によつて仲裁々判所をして強制的にこの制度を採用せしめ労働者組合が全労働者に對して完全なる「五人標準」制度を要求しつゝあるに對し公共労働者組合自身がこの制度を自發的に受け入れる事を避んとした事にある。然し乍らこの反對があつた爲に仲裁々判所は公共労働者に對しては從來の一般的即ち四ポンド五シリングを最低賃銀として存續する事に決定した。

第三編 附 錄 一

一、社會保險制度に於ける家族手当原則

(註一)

家族手当原則は多くの國に於て社會保險制度若くは國家扶助金制度に適用されてゐる。災害賠償に於てその災害の結果労働者が死亡した場合には一般に兒女の數が賠償額を決定するに際して考慮せられる、一般に行はれてゐる方法は賃銀の一定歩合をその妻に支給する方法であるが係累たるべき各兒に對して一定の歩合を適用する場合もある。妻に支給せられる歩合は國によつて約二十パーセントから約三十三パーセントの間を上下してゐる。兒女は一般に十五才若くは十六才迄考慮せられ各兒に對する賠償額は一般に賃銀の十五パーセントである。然し一家族に對する全支

給額が賃銀の一定割合(一般に三分の二)を超過する事を許さない様な規定が屢々包含されてゐる、永久的不具の場合に於ては一部の可否を問はず一般に家族に對して手當は直接支給されずその年金の額は労働者賃銀に應じて決定される(註2) 一時的廢疾の場合に於ても同様である。

(註1) この附録に於ては特に失業保險給與金に關して論じた。この制度が他の形式の國家扶助金よりも労働者の賃銀に關係する事大なるが故である。

(註2) 南濠労働者賠償法は全身若くは一部分の不具に對する最低賠償額は獨身者に對しては一週三十シリング既婚者又は兒女を有する鰥夫に對しては一週二ポンドと規定してゐる伊太利に於ては農業労働者に對する賠償額は妻に對しては十パーセント十五才以下の各係累兒女に對して十パーセントだけ増加せられ最高増加額は五十パーセントである、この規定は死亡の場合は勿論永久的不具の場合にも適用せられる。

調査した數ヶ國の失業保險制度の中で唯クキーンスランド(濠洲)のみが一時的若くは永久的の全身的若くは一部のの不具の場合に賠償額の決定に際して兒女の數を考慮する事を規定してゐる。この州に於ては支拂は十四才以下の各兒に對して一週五シリングだけ増加せられるがこの増加額は全部で一週三十シリングを超過する事が出来ない更に労働者及びその家族に對する全支拂額は一週三ポンド十シリングを越ゆる事が出来ない。

或る國に於ける疾病保險制度に於ては現金支拂額を決定するに際して家族の必要を考慮してゐるが一方或る場合に於ては家族員の醫療が規定されてゐる

多種多様の給與金を規定する遺族保險制度は佛蘭西獨乙伊太利及びセルヴ、クロート、スロヴァーン王國等に於て老齡保險に關聯して見出される、又加奈陀及び米國の數州等に於て法律の下に設立せられた寡婦年金規定も注意するを要する、普通

年金は兒女を擁する貧國の寡婦に支給せられ、その額は兒女の數に應じて相違する然し乍ら社會保險制度に於ける家族手當原則の適用の最も重要なものは失業保險制度である。生活費の騰貴並に最近に於ける失業の頻出の結果失業救濟機關の多くはその主要救濟費に家族手當を加へてゐる、この方法は奧太利及び白耳義の法律に適用せられてゐる丁抹に於ては救濟金の最高額を規定する法律は係累兒女を擁する失業労働者には高き額を支拂ふ事を許してゐる、芬蘭に於ては失業基金に對する國庫の補助金は家族を擁する失業労働者に支給せられる救濟金の場合に於て比較的高い獨乙に於ては家庭所有者に對する救濟金は他人の家庭に生活するものに對する救濟金よりも高く一方妻(女子が失業した場合に於ては夫)及び兒女其他の依頼者に對して手當が附加せられる、英國に於ては一九二一年失業労働者依頼者法は失業者の家族に手當を與ふべき特別基金を設立した一九二二年保險法によつてこの分擔金は一般分擔金に加へられ失業者に對する特別家族手當は今や保險制度の普通なる一形

式を形付くる事となつた。瑞西に於ては失業労働者にはその依頼者に對して多額の特別手當が支拂はれてゐる、一方伊太利に於ける失業保險制度は家族の必要に對して何等の考慮をも拂つてゐない、又各國に於ける労働組合の規定する失業給與金が依頼者を有するものに對しては依頼者なき未婚組合員に對するよりも高率である場合が多い事も注意しなければならない。

各國の失業保險法により労働者の依頼者に關して支給される金額は次に掲げる通りである、貨幣の價值が急激に且つ甚しく變動する國に於ては失業救濟金の率も貨幣の變動と略々同程度に變動してゐる。故にそれ等の國に關しては下記の數字はそれが決定せられた時に於ける貨幣の價值と相關聯して考察する事が出来るのみである。

奧太利 失業救濟金は労働者の賃銀に應じて相違し最高賃銀を受けるものは最高率の救濟金を支給される。一九二三年九月二十七日の法律(一九二〇年三月二十九

日の主要法律の第十回修正法)は最高賃銀を受ける既婚労働者に對する救済金を一週十二萬九千六百三十クローネンと定め獨身者に對しては九萬八千クローネンと定めてゐる。兒女に對する特別手當は一兒に對し一週五千八百八十クローネンである。白耳義 一九二二年六月八日の勅令は國立非常基金より支給されるべき救済金の率を次の様に定めてゐる。

(イ) 家長兒女なき獨身者、離婚者、失妻者に對しては四フラン十八歳以下の獨身者に對しては三フラン。

(ロ) 無職の妻に對しては一フラン

(ハ) 労働に堪えざる各兒に對しては一フラン

如何なる場合も全手當額は一日十フランを超える事を許さない。

丁 抹 一九二二年十二月二十二日の法律によつて失業救済金は家族を擁する失業労働者に對しては一日四クローネル獨身労働者に對しては一日三・五クローネルを

超える事が出来ない。又一日一クローン以下である事も出来ない。

芬蘭 一九二〇年五月八日の法律によつて失業救済金は十五歳以下或は労働不能の兒女を有する失業労働者に對して、少くとも一日一マーク特別手當を合算して十マーク以下なる事を要する。

佛蘭西、この國に於ける制度は各地方に於ける失業基金の規定に従つて相違してゐる、その大多數は依頼者に對して考恵を拂つてゐる、即ちストラスブルグ失業基金規定に於ては失業給與金は既婚者のみに支給せられその率は一日四フラン、各兒女に對して一・五〇フランであつて最高十三フランと規定されてゐる。労働者失業基金の組合員たる失業者に對しては最高一日十八フランである。

英國一九二一年七月一日の法律は給與金の率を男子に對しては一週十五シリング女子に對しては十二シリングと規定してゐる。他に妻に對して一週五シリング各兒女に對して一週一シリングの特別手當が支給される(一九二二年十一月八日の法律)

これ等の率は一九二二年の法律によつて維持せられた。

ルクセンブルグ 一九二一年八月六日の大公國法によれば失業救済金は次の通り定められてゐる。

(1) 獨身者たると既婚者たると將又失妻者たるとを問はず十八歳以上の困窮失業労働者に對しては一日賃銀の半額、但し一労働日につき五フランを超過する事を得をい。

(2) 男女の別なく一家の家長たる夫業労働者は特別家族手當を支給される。

(イ) 無職の妻又は夫に對して一労働日につき一フラン

(ロ) 十六歳以下の各兒及び無職の依頼者一人に對し一労働日につき一フラン家族手當を加算して一日の救済金の全額が一労働日につき八フランを超える事が出来ない。

(3) 十八歳以下の困窮失業労働者に對しては一日賃銀の半額、但し一労働日につ

き二・五〇フランを超過する事が出来ない。

和 蘭、一日の救済金は次の表に掲げる率を超過する事が出来ない、(一九二一年十二月五日省令)

労働者種別	第一級都市	第二級都市	第三級都市
	フロリン	フロリン	フロリン
既婚労働者又は家長	二・八五	二・五五	二・二五
未婚労働者にして両親と同居せざるもの	二・一五	一・九五	一・七五
両親と同居する未婚労働者	一・二〇	一・〇五	〇・九〇

瑞西、一九二三年五月十八日聯邦委員會の法令には一九二三年六月十日以後失業給與金は法律上家族を支持するものに對してのみ支給されると規定してゐる。一日の最高救済金率は次表の通りである。

摘 要	失業労働者により法律に支持せらるゝものゝ數					
	一 人	二 人	三 人	四 人	五 人	六人又は六人以上
生活費高き都市	フラン 6.00	フラン 7.00	フラン 7.50	フラン 8.00	フラン 8.50	フラン 9.00
生活費普通なる都市	5.00	6.00	6.50	7.00	7.50	8.00
生活費低廉なる都市	4.00	5.00	5.50	6.00	6.50	7.00

各州は各々その地方の状態を考慮し、この表に掲げられた率よりも低き率の救済金を支給する事が出来る。

チエツクスロヴァキア、一九二二年八月十二日の法令は失業救済金の率を人口七千以上の市町村に於ては一日八チエツクスロヴァクローン其他の町に於ては十クローネンと規定してゐる、特別家族手當は失業労働者の妻に對する一日二クローネンと十四歳以下の各兒に對する一日一クローネンとより成り立つてゐる、一日全救済金額は市町村の大小に應じ一日十六クローネン乃至十八クローネンである。

第四編 附 錄

一一

二五二

一、佛蘭西及び白耳義に於ける平等化資金の組織及び規定の拔萃

ボルドー及び西南部地方に於ける家族手当

組 織

(一) 目 的

一、規約に加盟するボルドー及び西南部地方の製造業者及び商人は本規定の定むる所に徒ひ、その賃銀労働者及び俸給労働者に對し家族手当を支給する目的を以

て雇主の分擔金により維持せらるべき特別資金を構成すべき事に同意す。

(二) 家族手当の支給

五、本資金に加盟せる工場に於て十二ヶ月以上労働に従事し、一年一萬二千フランを超えざる報酬を受くる俸給労働者若くは賃銀労働者が十三才以下の兒女一人若くは一人以上の扶養責任を有する時は男子たると女子たるとを問ふ事なく之に家族手当を支給す。

六、手当は三ヶ月毎に支給さるべく、且一商館若くは企業に於て滿三ヶ月間雇傭せられたる場合に於てのみ支給する。

七、夫婦が同一の會社に雇傭せらるゝ時は、手当は家長に支給すべきものとす。本資金に加盟せる二會社に別々に雇傭せらるゝ場合亦同じ、該労働者の一人が本資金に加盟せる會社に雇傭せらるゝ場合に於ては、その配偶者が他の資金又は雇主より何等手当を支給されざる旨の労働者の一定の申告ありたる後に非れば手当の金額

二五三

を支給せず。

八、手當の率は第一兒に對しては、一ヶ月十五フラン、第二兒に對しては、一ヶ月二十フラン、第三兒及び第三兒以下の兒女に對しては、一ヶ月三十フランとす。本手當の外に手當支給條件に該當する加盟會社の勞働者、即ち一年以上該會社に雇傭せられたるものに對してはその兒女の出生に際して百フランの割増金を資金より支給すべし。

(三) 雇主の分擔金

九、資金は毎月全勞働者に支拂はれたる全賃銀額より一年一萬二千フラン以上の収入を有する勞働者に對する賃銀及びその雇傭が一時的性質を有し、將來最短期間たる一ケ年間繼續して雇傭せらるゝ見込なき勞働者の賃銀を控除したる全額に比例して計算せられたる雇主よりの分擔金により構成さる。

資金の運用費用及び一ヶ月の手當に等しき準備資金を漸次に積立つる以外に追徴

金を徴收する事なく、上記の率により手當を正確に支給する爲管理部は必要に應じて分擔金の率を變更する事あるべし。

十、資金の經費は雇主の分擔金より之を支辨す、手當を支給したる後、手當殘高が普通經費を支辨するに不足する時はその不足金は一ヶ月の分擔金に比例して分擔さるゝものとす。

(四) 資金の管理

十一、家族手當資金は毎年總會に於て指命されたる六名乃至十二名の委員より成る管理部により管理さる。

管理部委員は之を三分し各三分の一の任期を二年とす

但し重任を妨げず

十三、管理部は家族手當資金の加盟員の爲に行動し資金の目的に關する一切の行爲を遂行し若くは認下する全權利を有す、管理部は部長を指命し、その權利を定む

る事を得、これ等の職務は無報酬とす。

管理部は議長の必要と認むる時及び少くとも一年一回會議を開くべし。管理委員二名の請求ある時は何時にても會議を開く事を得、會議の議事は詳細に保存すべし。

管理部は管理幹事を任命すべし、幹事は管理委員たる事を要せず、幹事の職務に對しては報酬を支拂ふ事を得、幹事は資金の一般運用を管理し、管理部の指命に従ひその部下を任命する事を得。

(五) 總會

十五、總會は資金の全加盟員より成立し、毎年一月に開催すべく總會決定日より少くとも十五日以前手紙を以て各加盟員を召集すべし。

管理部の報告は之を總會に附議し總會は原則として十二月末日締切るべき會計を承認し、管理部の作製したる一般的規約を通過し規約により留保せられ又は管理部

の附議したる事項を一般的に決定すべし。

毎年總會の任命する會計監査員は管理部の提出したる會計に關する報告を提出すべし。監査員は何時にても資金の帳簿會計を検査する事を得。

十六、臨時總會は管理部の必要と認めたる時並に會長に對し、加盟員の三分の一以上の請求ある時、之を召集する事を得、總會は加盟員自身若しくはその代理人が全組合員の二分の一以上出席する事を要す。

十八、規約の改正には投票数の三分の二の多數を必要とす。解散の場合亦同じ、凡ての場合に於て採決は出席者若しくは適法の代理人の多數決を以て行ふべきものとす。

(八) 特別組合員

一九、製造業者、商人、工業會社又は商事會社にしてその經費の關係上、上記の條件(即ち第一兒よりの支給)の下に資金に加入する事を得ざるもその労働者の家族

責任の發生に際して之を扶助せんと欲するものは特別組合員としてその加入を許可する事を得。

特別組合員は資金の扶助を受くる事を得、資金はその分擔金に比例してその労働者に手當を支給すべし、但し兒女の各種別に對する手當は通常組合員に支給さるゝ手當、即ち第二兒に對して一ヶ月二十フラン、第三兒及び第三兒以下の各兒に對しては一ヶ月三十フランと全然同一なる事を要す。

家族手當資金規則

手 當 帳

一、家族手當を受くべき労働者には凡て手當帳及び手當カードを交附す。手當カードには左記の諸事項を記入すべし。

(1) 氏名住所及び所有者の身柄

(2) 労働者が扶養任を有する十三才以下の各兒の名、出生年月日及び場所

(3) 労働者が一年一萬二千フラン以下の賃銀又は俸給を規則的に受ける事實

(4) 家庭の事情（即ち獨身者なるか既婚者なるか又は妻ならざる婦人と同棲する等）

(5) 所有者の既婚者なる場合はその妻が資金雇主若しくは資金と等しき個人より手當を受け居らざる事實、所有者が妻ならざる婦人と同棲する場合に於てはその婦人が家族手當を受け居らざる事實

(6) 所有者の署名ある各事項の正確なる事の表明的陳述

所有者が婦人なる場合も之に準ず

右の中、第一乃至第五に掲ぐる事項は手當帳の第一頁に之を記入すべし。カードは雇主がその労働者の一人の登録を最初に家族手當資金に申出でたる際、その責任

に於て資金事務所に交附すべきものとす。

二、手當帳は手當支拂の責任ある出張所に供託すべきものとす。

三、手當は三ヶ月毎に支給し、當該期間の満了後十五日乃至二十日後に支拂ふものとす、手當は現金にて支拂はるべき郵便爲替の方法により労働者の家庭宛にその受惠者に直接送附すべきものとす。

受惠者が資金加盟の會社より解雇せられたる時は、その解雇の原因が労働者自身にあらざる場合の外はその三ヶ月に對する手當に關し一切の權利を失ふものとす。

他方に於て受惠者は疾病若くは災害により、一時的に労働不能となるも之によつて雇主との契約の終結を來す事なき場合に於ては繼續して手當を支給さるゝ者にと
四、郵便爲替の控は、支拂の受取書として手當帳に貼附すべし。

個人的家族手當勘定

六、資金事務所に於ては左記帳簿を保存すべし。

(1) 受惠者の名簿

(2) 支拂手當金勘定簿 本帳簿には資金より受惠者に對する支拂に應じて記入すべし。

雇主の分擔金

七、資金に加盟せる各會社並に特別組合員は毎月五日迄に次の書類を送附すべし

(イ) 資金事務所に對して

(1) 受惠者の家庭事情に變化ありたる場合は、その變化並に前月支拂ひたる貸銀の金額を示したる支拂月報

(2) 新受惠者ある場合はその手當帳並にカード

(ロ) 手當支拂の責に任ずべき出張所に對してはその分擔額

八、受惠者に關する事情の變化を確めたる後資金事務所は手當支拂の責に任ずべき出張所に支拂明細表を送附すべし。

九、受惠人に對し支拂がなされたる時は支拂表に符號を附し正確なる事を確めたる上返付すべし。

資金の組織せられたる方面

同様なる性質の凡ての機關に共通なる一般的目的即ち家族手當を支給する事によつて雇主が家族を擁する労働者を解雇する事を防止せんとする事以外にポルドー及び西南部地方の資金は三つの特殊の目的を持つてゐる。

- (1) 手當を支給されない従業員との争議を防止する事。この目的の爲に手當と賃銀との間に明瞭に區別を設ける事。
- (2) 家族を擁する労働者を援助するものは労働者自身の雇主でなく雇主全體であるといふ事實に對し受惠者の注意を喚起する事。
- (3) 従業員の安定。

この最初の二つの目的は、現在の家族手當支給制度で達成せられた様である。手當は決して雇主から受惠者に直接支給されない。従つて若し手當を支給されてゐない他の労働者が不平を言ひ、同じ仕事をしてゐるに拘らず何故家族を持つてゐる同僚と同じ金額を受取る事が出来ないかと問ふて來ても、雇主は手當を支給するものは自分でなく、自分は唯大家族を擁する労働者を助ける爲特別の機關に加入してゐるに過ぎない事、この機關は労働者を援助するにその適當と認めたる事を自由になし得る事及びこれは一定量の労働に對して支拂はれる賃銀率とは全然無關係である事を回答するのは容易である。この制度の下に於ては雇主の人格は一般的雇主組合によつて代位され、この事に關して誤解はあり得ない。

更に又支拂は三ヶ月毎になされる事に注意しなければならない。換言すれば事實上賃銀が支拂はれる時期と全然異つた時期に於て支拂はれるのである。

従業員の永續性を保證せんとする希望は受惠者は手當を受ける以前十二ヶ月間雇

備せられてゐる事を要すと規定する組織、第五條の規定によつて自動的に達せられる様に見ゆる。然しこの規定の結果、労働者が解雇せられた時は彼が同じ會社へ再び復歸しても或は資金に加盟する他の會社に雇傭せられても、その解雇以前に支給されてゐた手當を受くる爲には一年間を待たねばならない事になる。

資金に産業的性質を與ふる事、即ち資金の範圍を一二の特殊産業のみに止めんとする事に對しては何等の計畫もない。資金の加盟者は多種多様の産業に屬する會社を包食してゐる。例へば化學工業、醸造工業、金屬工業、印刷工業、食料品貯藏業、硝子工業、食料品問屋業其他「ラ、ソース」會社（鑛泉輸出商）及びボルドウのバンク、ポビニレールの如く多くの種類の商業が一資金の中に含まれてゐるのである。同時に又加盟者中に種々なる大きさの會社を含むのである。即ち大は一ヶ月十五萬乃至二十萬フランの貸銀を支拂ふ「ソシエテ・デウ・プロデュイ・シミーク」及び石油工場より小は一ヶ月一千二百乃至一千五百フランを支拂ふ小會社に至る迄、大小

各種の會社を網羅してゐるのである。

二、巴里建築業及び官營事業平等化資金

組 織

一、前 言

一 本規約の署名者及び巴里建築關係業聯合及び官營事業請負業者聯合加盟の雇主組合たる請負業者は、茲に民法第一千八百三十二條以下の意義の下に一組合を組織し本組合の規則を嚴守すべき事に同意す。

二、組合の目的

四、組合の目的は署名者並に他の組合員の利益に於て家族を有する貸銀労働者並に俸給労働者に對し家族手當を支給せんが爲に共同資金に拂込まるべき第十二條規

定の分擔金を管理し雇主と労働者の間に一層密接なる關係を樹立し以て建築業並に官營工場事業の繁榮を計る目的を有する社會的機關を創設し管理し援助するに在り

六、組合員は各三ヶ年の期間滿了六ヶ月以前に書留郵便を以て管理部長に通知を發し滿期と共に組合を脱退する事を得、右の通知を怠りたる時は、右協約は更に三ヶ年間延長せらるゝものとす。

三、資本、資金、分擔金、利益、

十一、組合の資本金は額面二十五フランの株式に分割せられ、組合員は組合に加入すると同時に下記割合を以て右株券を購入すべきものとす。

加入の前年度に於ける全貸銀支拂額が二萬フラン以下のもの、二株

二萬フラン以上五萬フラン、以下のもの、三株

五萬フラン以上十萬フラン以下のもの、五株

十萬フラン以上十五萬フラン以下のもの、八株

十五萬フラン以上三十萬フラン以下のもの、十二株

三十株フラン以上のもの、二十株

株主は加入と同時に拂込むべし。

十二、組合の目的を完全に達成する爲、各組合員は組合に加入すると同時に俸給労働者並に賃銀労働者の全部に對する一ヶ年間の全俸給及び賃銀額に比例する分擔金を支拂ふべきものとす。右分擔金に全賃銀及び俸給支拂額の三パーセントを超過する事を得ず。

管理部は各會計年度の滿了後一ヶ月以内に分擔金の率を決定すべし。管理部は該會計年度に於ける分擔金の率を増加する事を得、且、右の増率を既往に逆及せしむる事を得、然れ共上記の如く全分擔金が三パーセントを超過する事を得ず。

十三、第十二條に規定する分擔金は支拂賃銀の申告により計算せられたる年四回

の分割拂を以て支拂ふべきものとす。右申告の内容並に形式は一般的規定中の規定に従ふ申告は各三ヶ月末に於て提出すべきものとす。右申告の金額は當該三ヶ月間に於いて現實に支拂はれたる全賃銀額と正確に一致すべきものとす。

四、總會 管理部

十七、總會は全組合員より成立し、一年一回開催せらるべきものとす。

十八、總會は左記の権限を有す、然れ共之に限定せらるゝ事なし。

管理部役員及び下記検査官の任命権並に變更權及び追任權、その目的の範圍内に於ける運動に關する組合財政的參加に對する原則の決定權

經費として分擔金より控除せらるべき一年最高歩合の決定權

組合の利益會を毎年組合員の持株數に比例して分割すべき、配當率の決定權

經費を控除したる分擔金の剩餘金の處分方法の決定權

要求ある場合に於ては準備金として分擔金より控除すべき率の決定權、右の率は

第一會計年度に於ける分擔金の五パーセントとす、

前會計年度の會計の検査權並に承認權

管理部の權限外の事項を全權以て審議し決定する權、必要に應じて管理部に權限を賦與する權。

十九、組合は管理部に於て管理經營せらるゝものとす、二十名と規定せらるゝ管理部、役員數は管理部の決議により之を二十一名に増加する事を得。

一 般的 規 定

一九二二年六月十九日管理部決議

一九二三年三月二十四日總會承認

第 一 部

一、割増金及び手當

一、嫡子認知私生兒並に養兒に對して支給さるべき手當は左の三種より成る。

- (1) 出產割増金
- (2) 扶育割増金
- (3) 月手當

二、割増金並に手當の率

- (1) 出產割増金、第一兒に對しては二百五十フラン、
第一兒以下の各兒に對しては百五十フラン
- (2) 扶育割増金、會社に雇傭せらるゝ母にして自身兒女を扶育する事を證明し得るものに對して一ヶ月三十フラン宛十ヶ月間
- (3) 月手當、
一兒に對しては二十フラン、
二兒に對しては五十フラン
三兒に對しては九十フラン

以下一兒を増する毎に四十フラン

夫を失ひ又は離婚したる女子勞働者にして扶育すべき兒女を有するものに對しては、その兒女の數に關係なく一兒に付き四十フランを例外的に支給すべし。

三、手當は資金より郵便爲替を以て直接その母若くは保護者に對して支給すべし
二、手當を受くべき人

四、(1) 佛蘭西國民、佛蘭西國民たる男女俸給勞働者若くは賃銀勞働者にして資金に加入せる企業に雇傭せられ、嫡子、認知私生兒、孫、兄弟姉妹、甥姪、兩親の死亡又は遺棄による養兒の扶育に對して責任を有するものはその正味俸給若くは賃銀(旅行費、賠償金及び割増金を控除す)が一年一萬二千フランを超過せざる時資金の給與を受くる事を得。

(2) 外國人、外國人たる賃銀勞働者若くは俸給勞働者も亦資金の給與を受くる事を得、但し佛蘭西に住居する兒女に對してのみ支給さる。

三、割増金及び手当の支拂條件

五、(1) 出産割増金、割増金は嫡子者又は認知私生兒に對してその兒女の出生前少くとも一ヶ月以上資金加盟の雇主に雇傭せられたる事を認明し得る凡ての受惠者に對して第十二條所定の申告の提出ありたる時支給さる。

六、(2) 月手当、月手当は適格の兒女に對して十四才迄支給せらる。

月手当は給與に對して適格の俸給労働者及び賃銀労働者にして資金加盟の雇主に月初より継続的に雇傭せられたる事を證明し得るものに對して毎月末支給さる。

労働者が加盟雇主より解雇せられたる場合に於てその解雇が月の中に於て行はれたる時はその前月末に於て手当の給與を停止す。

手当を受くる兒女の死亡したる場合に於てはその死亡の月及び翌月に對し手当を繼續支給す。

七、手当は雇傭せられたる父或は母が通常一日賃銀に相當する時間數を規則的に

労働する場合に於てのみ支給さる。

故に企業主は毎月末労働者の欠勤及び労働中止をその「正確なる原因」と共に管理部に報告し、管理部をして特殊の場合に於てその手当の給與する事の適否を決定するに便すべし。

八、従業中生じたるに非る疾病、又は災厄この場合に於ては手当は疾病又は災害の發生したる月及び翌月に對して支給さる。

然れ共管理部は事實を調査し、その結果と經濟狀態を考慮したる上手當支給期間を延長する事を得。

九、工場災厄

(1) 一時的労働不能の場合に於ては割増金及び手当はその一時的労働不能の期間に對して支給さる。

(2) 死亡或は永久的全部的若くは一部の労働不能の場合、雇傭せられたる母又は

父の死亡若くは労働不能が工場災厄又は職業的疾風に關する法律規定を適用すべき事由により生じたる時は手当の支給は該法律による賠償金の支拂はるべき日より停止す。

然れ共管理部は事情により災厄犠牲者の兒女若くはその寡婦の兒女に對して十四才迄手当支給を繼續する事を得。

死亡又は労働不能が第三者の經濟的責任を包含する場合に於ては、第三者が支拂命令を受けたる賠償金額は之を手當より控除す。

労働者の労働不能は診斷書により證明せらるゝ事を要す。

第二部

組合員と資金との關係

一、受惠者の申告従業員の移動等

一七、申告の移牒、組合員は必要條件を具備せざる事明白なるものを控除したる後、手当及び割増金を受けんとする俸給労働者及び賃銀労働者のなしたる申告を資金に移牒すべし。申告には組合員の連署ある事を要し又必要に應じて申請の基礎たるべき書類を添付する事を要す。

一八、従業員の移動其他、毎月々初めに於て組合員はその下に雇傭せられ手当を支給さるゝ労働者の地位の前月中に於ける移動を詳細に示せる移動表を資金に送附すべし。その明細表には登録の正確なる日附、登録抹消の正確なる日附、兒女の死亡(クリスチャンネームを必要とす)労働の休止「欠勤、解雇、疾病、工場其他の災厄等」を包含すべきものとす。

二、従業員表

二〇、組合員の作製すべき書類、従業員表、組合員は組織第十三條の規定に従ひ

毎三ヶ月の締切後二週間以内に従業員表を資金に送附すべし。資金より支給さるゝ一定の様式に記入すべき該従業員表は組合員の凡ての工場に對して左記の事項を、明記する事を要す。

(イ) 旅行費、賠償金及び割増金其他を控除し、出來高拂労働を包含する正味賃銀及び俸給の支拂額

(ロ) 一年一萬二千フランを超過する賃銀及び俸給の總額。この金額は分擔金を決定するに際して、總計より控除せらるべきものとす。

徒弟に對する賃銀はその實額を表中に記載すべし。

二一、分擔金の決定 各組合員はその賃銀労働者並に俸給労働者を包含する全従業員に對する、一ヶ年賃銀總額に比例して分擔金を支拂ふものとす。但し如何なる場合と雖も上記の計算方法による賃銀及び俸給の三パーセントを超ゆる事なし。

分擔金率管理部は各會計年度の締切後一ヶ月以内に分擔金率を決定す。管理部は

會計年度の分擔金率を引上げ、之を既往に逆及せしむる事を得、但し上記の如く分擔金率は三パーセントを超ゆる事なし。

二二、分擔金の支拂、分擔金は資金管理部より拂込の請求を發送したる後八日以内に小切手又は郵便爲替により年三回に支拂ふべし。

三 イル、ド、フランス地方農民組合聯

合の主宰するもの、手當資金

組 織

一、資金の目的

二、本資金は代表者會議の採擇せる規定に従ひ組合員の雇傭する賃銀労働者及び俸給労働者の利益の爲に家族手當制度を設け、該手當の費用を組合員の經營する農

場の面積に比例して分擔せしむるを以て目的とす。

手當は組合員の請求により支給さるべし。如何なる場合と雖も労働者は権利として支給を請求する事を得ず。

二、加入及び加入拒絶

四、資金は通常會員名譽會員及び賛助會員より成る。

通常會員は資金經費の分擔金以外に一ヘクタールにつき一年五フランの分擔金を拂込むものとす。拂込は年一回とし第十八條規定の經費分擔金勘定書中に包含さるべきものとす。加入の申込は委員の認可ある事を要し、委員は拒絶の場合その理由を明にする義務なし。

委員の認可を経て一年最低十フランの分擔金を拂込む個人又は団体は名譽會員たる事を得。名譽會員が二百フランを一時に拂込みたる場合はその後の拂込を免除す

一年百フランの分擔金を拂込む個人又は団体は賛助會員たる事を得、賛助會員が一時に一千フランを拂込みたる場合は其後の拂込を免除す、賛助會員は總會に出席する事を得、農業協會、農會、技術協會、農民組合及び農民組合聯合は賛助會員として加入し得るのみとす。

三、管理及び經營

六、資金は代表者會議に於て採擇せられたる規約に従ひ管理委員によつて管理さるべきものとす。

該規約は總會に於て修正する事を得べく、組合員がその従業員に對して手當の支給を請求し得べき條件並に手當を支給しその經費を組合員に分擔せしむべき條件を決定すべきものとす。

七、管理委員は組合員中より總會の選舉する任期六ヶ年の六名乃至十二名の委員より成る。委員は之を三分しその各三分の一の任期は二年とす、但し重任を妨げず

管理委員の職務は無報酬とす。

八、管理委員は互選により一年毎に左記役員を任命すべし。委員長一名、副委員長二名、會計一名その職務は無報酬とす。

九、該役員は資金組合理員以外より監査官一名及び秘書一名若しくは數名を任命する事を得、その職務は有償無償何れにても可なり。

四、一年資金及び準備資金

一八、資金の拂込受領は左記のものより成る。

(1) 分擔金、一定分擔金たるは複合分擔金（通常會員名譽會員贊助會員）たることを問はず。

(2) 資金規約による手當支給に關する經費及び總會の決定による準備資金並に保險資金の設立に必要な可動的分擔金の剩餘

(3) 通轉經費を支辨すべき特別分擔金

(4) 資金に對する補助金寄附金遺贈

(5) これ等の金額に對する利息

一九、準備資金並に保險資金は管理委員之を管理す。

資金規定

一、手當の定義、一般的原则

一、手當は左記のものを包含す

(1) 母性割増金

(2) 第三兒及び第三兒以下の兒女に對して十四才迄支給さるべき月割増金

二、割増金及手當は最短六ヶ月繼續して資金組合理員に雇傭せられたる、俸給勞働者及び賃銀勞働者の兒女に關して組合理員の申込により資金より直接支給さる。割増金及び手當は一家の母に對して直接若しくは郵便爲替を以て支給さるべきものとす。

若し母なき時は兒女の扶養責任者に對して支給すべきものとす、但しこの場合に於ては父が資金組合員により雇傭せらるゝ事を要す。

三、月手當は一ヶ月の最終日迄計算せられ、一年四回資金より支給する労働者にして計算日迄に最短六ヶ月雇傭せられたるものは月手當を受くる事を得、労働者が月の中に解雇せられたる時はその解雇の前月の最終日に於て手當支給を停止す。但し第十四條及第十五條に規定する場合は此限りに非ず。

四、月手當は一家の父又は母が資金組合員の爲に規則的に労働に従事する場合に限り支給さるゝものとす。

五、然れ共右労働の休止が労働者の支配すべからざる適法の原因に起因する時は手當全額を支給す。

特に労働者の缺勤が許可せられたる場合、緊急なる家庭上の理由により出勤する能はざりし場合、不可抗力により労働の繼續を妨げられたる場合、疾病の場合若く

は六ヶ月を超えざる期間内に於て一時的労働不能に陥りたる場合の如き然り。

六、割増金及び手當は適格の労働者にして手當が支給さるべき兒女の扶養に對して現實の責任を有するものに對してのみ支給さるものとす。

二、手當の範圍

八、本規定の條件に従ひ母性割増金は左記の場合資金より支給さる。

- (1) 労働者が扶養の責任を負ふべき嫡子出生の場合。
- (2) 労働者の寡婦が扶養の責任を負ふべき嫡子出生の場合、但しこの場合に於ては夫の死後三百日以内に出生したるものなる事を要し且、寡婦が資金組合員に雇傭せらるゝ事を要す。

九、母性割増金は百フランとす

十、月手當の額は左記の如し

第三兒に對して

十フラン

第四兒に對して

十フラン

第五兒に對して

十五フラン

第六兒及び第六兒以下に對して 二十フラン。

右全額は重複する事を得べく各受惠兒が滿十四歳に達したる翌月迄支給さる。月手當の計算に際しその兒女の死亡は出生の効果を消滅せしむるものとして考慮せらる。一兒が滿十四歳に達したる時は、その弟妹に對する手當は年長兒が同一企業に雇傭せらるゝ限り、前同様の率を以て支給を繼續せらるゝものとす。

十一、第十條規定の手當は兒女の扶養が父母の死亡又は遺棄により現實に資金組員に雇傭せらるゝ祖父母、兄弟姉妹に歸したる場合には是等のものに對して支給さるべし。

十二、父母又はその代理人に對する手當の支給はその品行道德の良好ならざる場合には於ては管理委員の決議により停止又は中止する事を得。

十三、手當の支給されたる兒女の死亡したる場合は手當はその翌月に對しても繼續支給すべし

十四、資金組員に雇傭せられたる父が死亡し若くは災厄又は疾病の結果農場其他の場所にて勞働する事能はざるに至りたる場合に於ては月手當は母に繼續支給さるべし。但しこの場合母は資金組員に雇傭せらるゝ事を要するも次の場合を除外す。

一家の母にして資金組員に雇傭せられたる寡婦又はその勞働する事能はざる、夫を有するものが死亡し或は災厄若くは疾病の結果全然勞働する事能はざるに到りたる時は月手當は之を兒女の扶養責任者に支給す。但し手當を受ける爲には管理委員の決定に従ひ同一地方若くは近接市町村に五ヶ年以上連續住居する事を要す

一五、父又は母の死亡若くは勞働不能が産業的災厄若くは職業的疾病に關する法律規定を適用すべき事由の下に發生したる時は該規定による賠償金が支拂はるべき

日より手當支給を中止す。

死亡又は労働不能が第三者の経済的責任を包含すべき事由により発生したる場合に於ては該第三者が支拂命令を受くべき賠償額は之を手當より控除す。

四、リエージュ地方に於ける家族手當 平等化資金

(利益を目的とせざる組合)

規 則

- 一、手當は左記のものを包含す。
 - (1) 十四歳以下の嫡子及び認知私生兒に對して支給せらるゝ月割増金
 - (2) 一定出生割増金

二、手當は労働者に對し一定の給與を必要とするものゝ利益の爲に支給せらる。

手當は賃銀と全然無關係とす、手當は賃銀額を離れ特別の考慮を拂ふべし。

三、月手當はその雇傭條件に従ひ、規則的に労働したる日數に比例して支給さるゝものなるが故に、労働者が缺勤したる時はその日數に比例して手當は控除せしむべきものとす。

四、然れ共該缺勤が雇主の正當なりと認むる事由に歸すべき時「即疾病家庭の事情産業的災厄」は手當は全額支給すべし。

病疾若しくは産業的災厄の場合に於ては手當は六ヶ月を超えざる範圍内に於てその労働不能の期間に對して度給す。

産業的災厄に因る永久的労働不能若しくは死亡の場合にありては手當は災厄の發生以前に出生若しくは妊娠したる兒女に關し最長三ヶ月間全額支給さる。

五、月手當は労働者が同一工場にその工場の帳簿に記入せられたる日より起算し

て最短一ヶ月間労働したる場合に限り支給さる。

本平等化資金に加入せる企業に雇傭せらるゝ一家の家長はその男子たると女子たることを問はず一般に手當を受くる事を得、一家の家長とは次のものを包含す。

- (1) 父
- (2) 夫を失ひたる妻にして兒女の扶養責任を負ふもの
- (3) 離婚若くは別居せる父若くは母にして兒女の保護者たる事を留保するもの
- (4) 私生兒を認知し之を扶養するもの
- (5) 兒女を認知したる未婚の母にして之を扶養するもの
- (6) 現實に一兒若くは數兒の扶養責任を負ふ男女労働者即ち、
 - イ、父又は母なき場合現實にその兒女を扶養する祖父、祖母、兄弟、姉妹、伯父、伯母、
 - ロ、孤兒又は遺兒を扶養する男女労働者、但し該兒女は入籍し少くとも、十二

ヶ月間扶養せられたる事を要す。

例外的場合として左に掲ぐるものも亦手當を受くる事を得。

- (7) 夫「又は兒女の父」が平等化資金を通すると否とを問はず家族手當を支給する會社に雇傭され居らざる事を書面を以て證明し得たる既婚女子労働者、（又は父が認知したる兒女を有する女子労働者）
 - (8) 夫、（又は私生兒の場合には後に認知せられたる兒女の父）が永久的に労働に従事する事能はざる既婚女子労働者。
- 六、男子労働者にして私生兒の扶養責任を負ふ事を主張せんとするものは手當を要求すべき兒女を適法に認知したる證明を提出する事を要す。
- 女子労働者にして同様の主張をなさんとするものは、その母たる事を證明し、且つ父が知れざる事を證明すべき證據として出生證書の謄本を提出する事を要す。

七、管理部に於て定められたる月手当の率は當分の間左の通りとす。

第一兒に對して 十フラン

第二兒に對して 二十フラン

第三兒に對して 三十フラン

第四兒及び、第四兒以下の兒女に對して 四十フラン

手当は之を受くべき兒各女に對しその出生の翌月よりその十四才に達したる月の最終日迄支給さる。

八、出生割増金の率は第一兒に對しては、二百五十フラン、第二兒以下に對しては百五十フランと定む。

九、出生割増金は左の通り之を二回に分割して支給す。

(1) 出産豫定日の一ヶ月以前に於て二分の一

(2) 出産一ヶ月以後に於て二分の一

手当は必要なる書類（即ち診斷書、助産婦證明書、出産證明書の寫本及び必要ある場合に於ては認知證書等）の提出と共に第十四條の規定に従ひ支給さる。

十、手当を受くべき、兒女の死亡したる場合に於ては手当はその死亡の翌日に對しても繼續支給する。

十一、白耳義國籍を有する従業員以外に外國々籍を有する男女労働者も亦手当を受くる事を得、但し該労働者は白耳義國內に住所を有し、少くとも六ヶ月間繼續住居する事を要す、

然して手当は白耳義に住する兒女に對してのみ支給する。

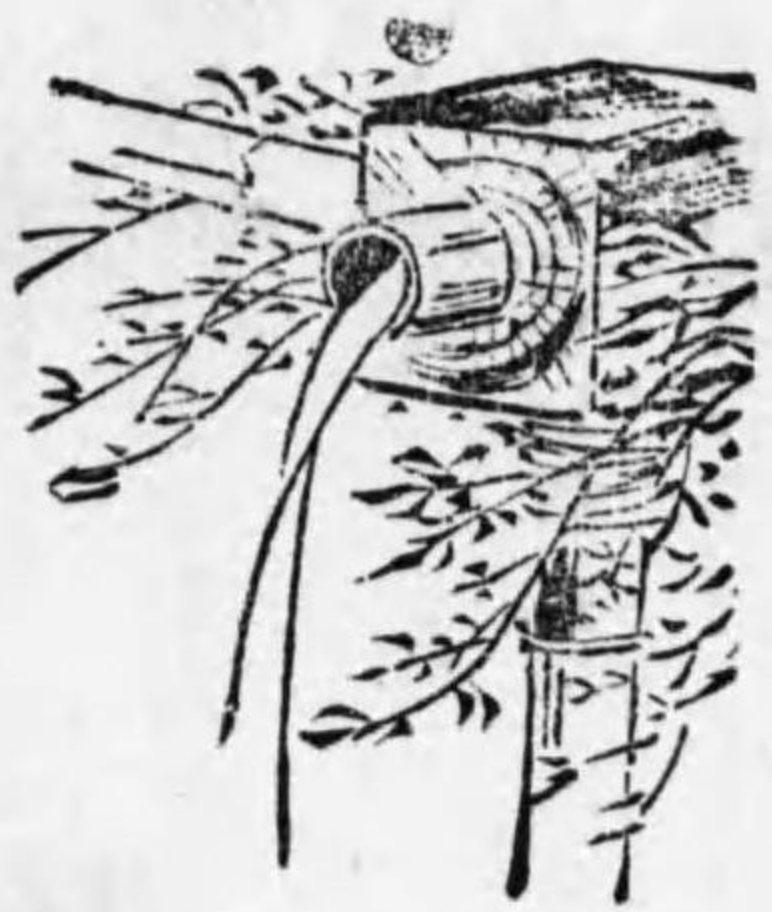
十二、資金の理事は組合員の請求により若くは自發的に手当受領者の家庭状態を明かにする爲調査をなし手当が不適當に支給され居らざる事を確むる事を要す。

十三、各企業に雇傭せらるゝ手当受領者の家庭状態は各企業主之を確むる事を要し、變更ある毎に通知する事を要す。

十四、手當として支拂はるべき金額は各加入會社より支給するへし。手當は會社の署名せる郵便爲替により、一家の母に對しその住所宛にて、その前月分を月の初め八日間に、若し母なき時は現實に兒女扶養の責任を負ふものを送附するものとす

十五、父及び母が共に平等化資金に加入せる會社に雇傭せらるゝ場合に於ては、手當は父の雇傭さるゝ會社に於て支給さるべきものとす。

—(完)—



大正十五年三月十五日印刷
大正十五年三月二十日發行

不許
複製

正價
金貳圓八拾錢

編輯兼 行人	大阪市北區角田町八十二番地
宇野利右衛門	
印刷所	大阪市北區角田町八十二番地
岩崎秀吉	
印刷所	大阪市北區源藏町二十五番地
三光社印刷所	
電話北五二八七番	

大阪市北區角田町八十二番地

發行所 工業教育會

電話北長六五七番
振替大阪一〇九一六番

H220-29

終